

千八百八十七年ベトリ博士選はる

千八百八十八年の州委員會

に對する感覺に由り、領地の首府が如何なる所思を有せしやは、物故せし抗議派代議士カプルの補缺として、千八百八十七年七月二十一日同府が、帝國に忠實なる古エルサスの辯護士ベトリ博士を選舉せし事實に由りて、卜知すべきなり。二月以後二三月を出でずして、人民の意向大に變し、今や抗議派は、投票を戒慎するに至れり。ベトリ博士は國民自由黨フレイブルグに加盟するを欲しぬ。領地の州委員會に於ても、明かに形勢一變の狀を呈せり。千八百八十七年の年頭に於ては、同會は領地の將來の實に不安なるを察し、殊に其多數は、當時佛國に復歸すべきを信せしに由り、同會議事堂の建築も不用なりとし、之を否決せしと雖も、今や千八百八十八年二月二十四日を以て、曾に同建築を可決せしのみならず、又農業會議をも設るに至れり。帝國議會も亦既に正月二十三日に於て、帝國領地に獨逸營業條例の旅行を議決しぬ。殊に注意すべきは、二月二十三日ベトリ博士が、帝國議會に於て、彼の動議を説明せし演説なりとす。其動議たる、千八百七十六年以後、ストラスブルグ大學に對し、

皇帝特別會計より支出せし帝國補助金を改めて、再び通常會計に屬せしめん」と曰ふに在り。

ベトリ博士ストラスブルグ大學に對する帝國補助を帝國議會に陳述す

帝國特別會計より支出せし帝國補助金を改めて、再び通常會計に屬せしめん」と曰ふに在り。……博士曰く此變更は又エルサス、ロートリンゲンに對する政府の意向變更せしものと見るを得べし。余は常にエルサスの事件を獨逸國民の着眼點より考察せんと欲す。ストラスブルグ大學は西境に於ける獨逸文化の園圃として、設けられたるもの、宜しく之を以て任すべきなり。帝國領地の人民は革命的にあらず、否な平和にして規律を尙ふものなり。政府にして瑣々たる警察處分を避けんには、多少過度の處置ありと雖も、平和なる發達は、鞏固又疑ふべきにあらず。此演説は滿堂の熱心なる喝采を博しぬ。大臣フォンボエチヘル氏は、ベトリの演説せし請願の成就を喜べり。ベトリ博士も亦、同大臣が、エルサス、ロートリンゲン人民と和合するの架橋なりと宣言せしを祝したり。比公の機關、北獨逸普通新聞は、此壯快なる演説を稱揚し、同日記して曰く、今日は、國民發達の歴史中に保存せらる

ハ價值を有するなるべしと。曾て維廉皇帝も、亦其崩御前に於て、故郷同様に獨逸祖國に忠實なりし一の秀逸なる古エルサス人士の言論を聽取されし事ありき。フリードリヒ皇帝は、三月二十日に於て、ストラスブルグに公布せられし告諭中、獨逸の帝位並に帝國領地の政治は、懸て朕の身に在り。朕は、帝國の名に倚り、長日月の後、再び祖國と合併したる此獨逸地方に、帝國の權利を保證するを決し、大任を負ふ事となれりと詔せられたり。此の如き皇帝の斷乎たる宣言ありしに拘はらず、佛國の煽動者は、領地内の諸方に流言を放て曰く、エルサス、ロートリンゲンに於ける獨逸國の支配も餘す所僅少の日子のみ、何となれば、獨逸皇后は其母國なる英國か、魯西亞と相睨視せるにより、獨逸をして佛國と、和解せしめ、獨逸の兵力をして、自由に彼の母國を應援せしめん爲め、佛國に領地を返附せんを皇帝に強ひしを以てなりと。從來密かに皇帝腹心の友なりとし、皇帝の秘策を知れりと誇稱せし古獨逸民權黨も、今や領地に於ける教唆に狂

皇帝フリ
ドリッヒ治
世中に於け
る佛國の陰
謀

旅行規則及
其効力

ふ此等佛人に加擔するに至れり。此煽動の傍近に蔓延するを峻拒する爲め、千八百八十八年五月二十二日を以て、曩に報道せし旅行規則の發布あり、即ち佛國を境より入來する外國人は、必巴里駐在獨逸大使の裏書せる旅行券を差出すべき事とし、且つ佛國陸海軍に屬せる人々若くは懲兵義務を終らざる前に獨逸國籍を脱せし人々の來往を、殊に制限せし規則なりとす。固より佛國と密接なる無數の箇人的關係ある領地に此規則を履行するは、種々なる不便、經濟上の不利、帝國鐵道に於ける重大なる損害を來たすものたるを豫想すべし。然れども此規則履行の効用は、其の犠牲を償はざるに非ず、何となれば此旅行規則の目的は、之に由て充分に果すを得べければなり。是に於てか、北獨逸普通新聞は、千八百八十八年八月二十九日、下の如く述べり。帝國領を再び獨逸に復歸し、佛國と相分れしめむ爲め、此手段に由て領地と佛國との間を遠からしめざるべからずと。是れ實に同規則發布の目的たり。佛國煽動者は、今や領地外に閉鎖せられ、エルサス、ロートリンゲン住民

の佛國に遊歴し、若くは領地青年が佛國の學校に流入する風も、其歸郷の非常に困難なるに至りしを以て、自ら其數を減じたり。此規則は爾後州委員會が百方盡力し、代議士ベトリ博士も亦千八百九十一年十月に至るまで帝國議會に於て、熱心に辯明せしに拘らざり、廢棄せらるゝ事なく、寬嚴時に度を異にして依然施行せられたり。

帝國領地及び佛國間を疎遠ならしむる爲め、千八百八十八年四月一日、更に他の有力なる規定發布せられたり、即ち帝國領地に佛國補助貨幣の通用を禁せしものにして、爾後更に領地に於る一切の計算決定書、賃金、俸給總計等、マルク本位を以てし、佛國の本位に依るべからざるの規定を加へ、且つ進んで非獨逸學校に學べる領地の小兒は、總て所管郡視學官の監督外に放棄せらるべしと命じたり。

此等諸規定の効驗深かりし事は、領地の愈々獨逸化せしに由て、知するを得べし。郡會縣會并に州委員會(即ち州會)の選舉は、既に千八百八十八年に於て、好況を呈せり。前に述べし如く、當時佛國かベルフオ

獨逸貨幣及
本位帝國領地再
獨逸化する
事

ルに於ける獨逸學生を逆待せし事件は、實に其無法野蠻なるを證するもの、爲めに、公平なるエルサス、ロートリンゲン人民一般をして、無情なる佛國に悪感を抱かしめたり。然るに佛國文部大臣ロクロアの管理せる巴里の一新聞ラツペが千八百八十八年十一月喜ぶべき一快報として、佛國の外人軍隊中、八千のエルサス、ロートリンゲン人あり、此等皆「吾人は此に來り、聊か吾人の血統が佛國に屬するを證すよ」と叫ぶを記せしに及び、領地は非常に激昂しぬ。彼等佛人は、何故に、外人軍隊(フレンデヤン)と曰はずして、エルサス、ロートリンゲン聯隊と唱へざるか。當時本來の人民が何如なる意向を有せしかは、千八百八十九年八月に於る維廉二世皇帝及び皇后の巡幸に由て明知するを得たり。何となれば、維廉皇帝は、ストラスブルグ及びメツツに於る歓迎を受けられし後、八月二十三日、メツツ市を去らるゝに臨み、大守に優渥なる宸翰を賜はりしを以てなり。此宸翰の記する所は、帝國領地歓迎の盛大なる、誠に皇帝の希望外に出でし事、且つ元來獨逸領たりし此地方は、彌永く、彌堅く、獨逸祖國

旅行規則の
廢止

と再び結合せんと欲する忠實聰明の人民より住居せらるゝなるべしとの信仰を確かめられしに在り。千八百九十一年十月に至り、人々旅行規則の廢棄を促すを得たり。是れ千八百九十年二月二十日に於ける帝國代議士選舉の際、領地より帝國に忠實なる四代議士を挙げ、頑強の抗議派、敗北するの形勢なりしに由る。是より先き、千八百九十一年三月四日、帝國領地の州委員會は、皇帝に熱心なる奏言を爲して曰く、臣等エルサス、ロートリンゲンの代表者は、謹んで陛下に誓ふ、臣等は忠實に法律及び現今の情態を固守して、斷然外國分子の侵入を拒絶し、又臣等の思想を攪亂する如き外人の煽動に迷はざらん事を。千八百九十一年十月十日、旅行規則既に廢せられ、ホーヘンローへ公か、ストラスブルグに歸任せし際に、州委員會の代表者は、彼を停車場に迎へたり、當時、ペトリ博士は同會に代り、誠實なる謝辭を太守に致し、且つ誓て曰く、吾人は、帝國とエルサス、ロートリンゲンの鞏固なる結合の基礎上、我福利の涉進者、人民の仁義的友人たる

エルサス、
ロートリン
ゲンに於け
る戰鬥準備
の法律

獨逸思想の
最新宣言

る閣下を終始扶助し、敢て渝るなからむを欲すと。千八百九十一年十一月六日に於ける州委員會の撰擧も亦、皆此精神に歸着せり。即ち當選者は、一人として、非政廳派即ち抗議派の考案に賛成するを欲せざるなり。太守は、種々の政治的陰謀に對する古佛國法律を適用し、以て一切の外人を監視追放するに足る銳利の武器と爲せり。翌千八百九十二年三月三十日、エルサス、ロートリンゲンに於ける戰時の準備に關し、帝國議會の可決せし法律に由り、參謀官相當の上長官は、戰時若くは、直接に敵兵襲來せし場合に、其守れる土地の防禦上、一時非常手段を爲すの特權を有するに至れり。固より此必要手段は、其尖頭を内國人民に向けしに非ずして、外人並に外國に對せし者とす。帝國領地人民多數の意見に關しては、代議士ペトリ博士、並にホエツフェル博士が、千八百九十一年十月を以て、巴里の一新聞「ゴローア」の通信者に語りし所、實に其真相を吐露せるものたり、曰く、エルサス、ロートリンゲンは、永久獨逸帝國と結合して渝るなからんを欲す、而して、其畏るゝ所の最大不幸は、此狀

態の變化を促かすへき戦争に外ならざるなりと。此宣言を擔保するに足る顯著なる證跡は、エルサス、ロートリンゲンに於ける千八百九十三年六月の帝國代議士撰舉運動に際し、從來佛國抗議派の代議士にして、當時更に候補者たりし人士か、是に至り、其郷土の現狀及び之か獨逸帝國に從屬せるに反對なる佛國的抗議派の意見を絶對的に拒絶すべきを宣言せし事とす。此意向は、自ら千八百九十三年六月の總撰舉に於て、帝國に忠實なる五人の古エルサス人士か、帝國代議士に當撰せし現象に符合せるものなり。

第七章 比公の掛冠(千八百九十年三月)

皇帝ウキルヘルム二世が、内外政策の各問題、行政施治の各事務は、素より論なく、現在獨逸國民に關せる百般の事件に至る迄、一々親裁を希ひ給へる狀況は、其即位當時の半年間、千八百八十八年の後半に於けるよりも、千八百八十九年に至て、愈々活潑顯著なるに至れり。獨逸人民

皇帝の万機
親裁

は、之を仰で皇帝即位の際誓約せられし、國家第一の臣隷の實行なりと思惟しぬ。是に於てか春秋に富める君主が、臣民の上下貧富を問はず、皆其生存競争を鼓舞、慰籍、獎勵、増進、保護せらるゝの純潔なる仁心を判知すべきものあり。此壯年の君主は、神與の歴史的職分に對し、百方臣民の主長たるべき公明理想の態度及び燃るが如き熱心を發表し、地球上の最大強國を自家の理想實施の具として、掌中に收め來たり、年齒方に三十、元氣充溢するの時を以て、刻下の最重要なる問題を迅速に自ら解釋し去らんと試みぬ。千八百八十九年、皇帝は、其演說に於て、獨逸手工の窮狀、帝國銀行の事務、洪水豫防に對する必需なる向後の處置、災厄防禦に關する國家の雜多なる義務、其他、傭主、被雇者間に於ける罷工休業を避けしむべき風紀の取締に就き、訓示する所ありたり。然れども、皇帝の銳意なる、尙重大なる幾多の處置に鞠躬止む時なし、初め持重せしも、俄かに、統治者の義務として、銳意之に執掌するに至れり、即ち獨逸立法上、並に教育ある人民の一般規定上の職工保護、獨逸諸學校實業學

校及び獨逸歴史教授の改良、學生の健康を害すべき過重なる授業時間及び課程の廢除、風俗壞亂並に爵杯的飲酒獎勵の制裁、體操、諸種の體育、遊戲の大獎勵、及び其他無數の軍事的改革、即ち將校生計の調和及び兵士逆待の嚴禁等の如し。

皇帝が前の如く無數の重要なる問題に關して試みたる演說、獎勵は、初めより慎重なる會得を缺き、却て偏頗なるの觀あり、何となれば、最高地位より親しく獎勵せらるゝは、常に或事項にのみ、恩寵光榮を加ふるものなればなり。凡そ諸事件の根本的審査解釋は、各其道に老練なる専門家の判斷に依るべきは、世人の知悉する所とす。然るに、今や、彼等は、皇帝の行爲を見、其帝國の最老巧適切なる師傅兼政治家たる比公と、表面上の和合を保つに過ぎざるを知れり。這般の和合は何人と雖も、最早其繼續すべからざるを想像せり、是れ皇帝の左右に侍せる無責任なる輔弼か、皇帝と帝國とに忠實なる元老を、其高位置より排斥せんとする運動に熱中せるを以てなり。如何なる手段に依り、此運動を爲せ

宮廷の勢力
及び無責任
の輔弼

しやは、今尙明知せらるべき時機に非ず。然れども、一二の事實は、其閃光を暗黒裡中に放ちたり。皇帝昵近の一人たる、大臣フォン、ボエツチヘルが、皇帝に奏するに、陛下若し蹤をフリードリッヒ大帝に比せんと欲せば、須らく、先づ比公を斥け給はさるべからずの言を以てせしは、毫も疑ふべきにあらず。比公内閣の同僚、一省の大臣、而も其生涯の間、比公の愛撫信任せし人にして尙且然り、年少皇帝の無數なる嬖臣、即ち軍人、私人、氣鋭の青年、並に老巧の外交官、保守派、越山派の首領等、總て比公を以て、帝國及び自家の利害上、不利なりとせる儕輩か、皇帝の耳朶に達する佞辯誣告の如何に悪むべきかは、自ら推知するを得べし。彼の中央黨が、漸次如何なる勢力及び影響を、皇帝の内庭に樹ゑ來りしやは、千八百九十年正月二十二日に於る、代議士フォン、フランケンスタイン男の逝去を以て、明白となれり。即ち、皇帝は、殊に吊電をバイエルンの攝政親王、及び帝國議會に下し給ひぬ。又た、千八百九十一年三月十四日、逝去せし代議士ウキンントホルストの葬式に於ても、皇帝は皇后と共に、レ

ールテル停車場遺骸送附の際、並にベルリンのヘドゥキヒス寺院に、使者を向けられたり、加之、御用新聞は、此普國及び獨逸國の深仇、羅馬黨に屬せるウエルフ派首領の棺に對し、恰も、獨逸國民の大英豪を哭する如き追悼の詞を述べり。比公は、此の如き獨逸官邊の吊儀を評して、「ウキントホルストを神視せり」と曰ひぬ。

首相比公の同僚並に部下か、公の政策と反對し、並に彼等か至尊に接近する機會を得し關係は、最重要の事なりとす。比公は、既に其辭職前一月に、首相兼内閣議長たる自己と同僚との間に、從前の如き意見の一致せざるを感せしが、今や、其漸く増長して、反抗となり、而も之が雲深き邊より、發源し來れるを知るに至れり。是れ比公か、其辭職後に於ける如く、在職の最終期に終宵不眠、並に心痛を來せし最大原因なりとす。想ひ起す、皇帝維廉一世は、聰明なる皇兄、普王フリードリッヒウキルヘルム四世の政府か、無責任なる輔弼の誤る所となりし悲況を目撃し、深く自ら戒むる所ありしを、當時曾て公衆の知る所とならざりし宮

維廉二世と
維廉一世と

廷カマ小部屋組は、大將フォンゲルラハの備忘録に由り、實に世々國王の左右に於ける畏るべき有力の一政府たりし事、顯著なるに至れり。吾人は、彼等一派の人物、及び其結果の事、不首尾なるを知る。憐むべし、不幸なる國王は、居常貪欲偏頗なる嬖人の惱ます所となり、其極、狐疑躊躇、終に喪心の人となられたり。維廉一世皇帝、之を見聞し、始終此等無責任の徒を斥けられき。帝は、大臣以外の人と、政策上の談話を試みられず、偶々他の意見を呈するあるも、之を顧みざるなり。各省庶政の如き、其所屬大臣と議せしのみ。是を以て、皇帝が其思考性情、殆んど意氣投合するの觀ある大臣ロインと親しく手書を往復し、比公の意見及び奏言を嘉納し難きの意を傳へられし事屢々なりしも、愈々裁可の際に至れば、終に比公の説を採用し、未だ嘗てロインに從はれし事あらず(第二卷の初段)。是れ蓋し、皇帝か、比公と、其政府及び政策の大目的を等ふせしに由るなるべし。此目的たる、元、皇帝自ら之を願ひし者、而して皇兄皇子皇孫に見るべからざる明快、剛毅實力を以て之を遂行するに力められたり。

維廉一世皇帝の政府は、要するに、幾多の方面に於て、發達改良ありしに拘はらず、自家の意志及び奮勵の獨立を印せる特象を備へり。但比公の翼賛せる聖旨を達する手段方法に至ては、國王及び皇帝は、之を千八百六十二年以後内閣議長千八百六十七年以後首相たる比公に委任せられしなり。一青年史家評して曰く、君主と首相との這般の關係、獨見と節度、獨裁と寛大の此の如き調和は、人間歴史上、比類稀なる所なりと。是を以て國王維廉一世は、其明快にして、目的に邁進する實力あるに拘らず、治者は萬機を根本より判知する能はざるを以て、之に充るの當局大臣を任命せるの理を看破し、隨て、天神、治者、及び領地に對し、責任を負へる此等大臣の翼賛を尊敬聽従すべきを知悉せり。皇帝の言に曰く「今日の複雑なる干繋を、一切自ら處理せんと欲する君主は、却て、其聰明

叙知なるか爲め、他に不幸を來たすものなり」と。
維廉一世皇帝の意は、前の如し、皇孫、ウキルヘルム二世皇帝に至ては、之と意見を異にせられたり。皇帝か、然るが如き糾紛たる現時の諸問

現皇帝と比公

題を親しく干與聽取するを以て、自家の固有必需なる爲政上の義務なりとせるは、讀者既に知る所なるべし。是を以て、皇帝の意見は、往々首相比公の意見と衝突するに至れり。此の如き皇帝の意見は、普國內閣議長たる比公に對抗せる普國內閣大臣の翼賛する所となり、隨て普國內閣に於ける憲法上首相たる指揮者(比公を)と商議協和するなく、突然、此首相指揮者と反對なる態度に出でぬ。蓋し國王兼皇帝の意は、其内閣議長たり、首相たる者を以て、單に憲法上責任と義務とを有し、且つ彼の政權を多少獨立的に代表する者として承認すと雖も、而も尙是れ自家の尊貴なる人物、及び裁決の玲瓏たる映象に過ぎずと思惟せられたり。此の如きを以て、意見の衝突は免れ難き勢なり、少くも比公と反對なるや明なりとす。比公の後任者の如きは、其職權の解釋を異にし、以て皇帝の朝廷に立つを得ん、然れども、比公は、忍ぶ能はざるべし。首相は千八百八十九年十月に於ける魯皇の談話に由て、自己の身邊を壓し來れる事件を暗知せし一警戒に接せり、本卷第三章魯帝來遊の條。公

は、是に至り、始めて其妄りに職權を奪はるゝにあらざるかを慮かりしなるべし。然れども、是より長日子以前に於て、皇帝が公を疎外し、且つ自ら萬機を聽かんと務めらるゝを推知せし際、公既に退隱の意あり、當時、公實に病軀、衰老、職に堪へずと曰ふを得たりき。然れども、公は、其怯懦、義務に違ふをも顧みざ、一旦負擔せし責任を免がるゝの不可を知れり。公是を以て、其職に留まりぬ。

同月(魯皇來遊の月なり)間は、比公の胸中、苦慮を以て充たされしに由り、皇帝と首相との間に於ける不和衝突の原因に就き、流言浮説、底止する所なきに至れり。此衝突の重なる原因として、今尙世間に信せられたるものは、千八百八十九年十月を以て帝國議會に提出せし社會黨法を嚴にする新案なりとす。即ち社會黨新聞及び領袖例へば、千八百九十年十月ハルレに於ける同黨集會席上のリーブクチヒトの如きは、自負的傳説を報じて曰く、社會黨法、及び社會黨が、千八百九十年二月二十一日の帝國代議士撰舉に好結果を得し事は、遂に比公を罷免せしむるを得たり

衝突の原因

新社會黨法

と。然れども、千八百八十九年十月の社會黨取締の新法律は、固より毫も皇帝及び首相衝突の原因たるものに非ざるなり。何となれば、十月後半を以て、社會民權黨が、外國に於ける黨員に發したる撰舉宣言は、該破壊黨の愛國心なきを確證せしものにして、之が爲め、皇帝及び首相は、千八百八十九年十月、帝國議會に向て、社會黨法の必要、延期、及び勵行を請求する事に一致せざるを得ざりき。同宣言の過激なる現に、カールスライヒ合同帝國議會の全立法、即ち獨逸軍備の擴張を目して、ブルンラフインドリヘンストレーフンゲ非文明的事業となし、之を匡正する爲め、職業及び文明の事業を唯一に代表すべき強大なる社會民權黨の必要を絶叫したり。

此の如き破壊黨の經營を制する爲め、社會黨法を嚴にする事は、三様の條項に於て、即ち第一は、此法律の繼續せる効力に由り、第二、社會黨新聞の繼續せる禁止に由り、之に由て禁止せられし新聞は、僅に二箇なりとす、第三、一年間追放權の擴張に由りて、其時宜に適せるを認むべきなり。爾後、之に由て、此黨派の危険なる分子は、總て其住地並に帝國の各

州郡より追放せらるべく、其期限経過せし後、地方警察權の同意を以て、始て其禁止せられし土地州郡に還るを得べきものとす。然れども、帝國議會委員の多數は、此嚴律を排斥したり、而して帝國議會亦、正月二十二日及び二十三日の第一、第二讀會に於て、重要なる修正後、委員會の決議に同意しぬ。此く委員會決議の温和なる意見を本として、此法律可決せられたり。即ち二月二十三日を以て、越山派、獨逸自由思想派、社會民權黨、及び其他の小團體、合計百十一票に對する保守黨及び國民自由黨の百六十六票に由り、勝敗定りぬ。政府は、此投票に由り、少からざる勝利を得たり、即ち保守派及び國民自由派が、帝國の爲めに舊の如く合同せしに由り、此法律中、第一の條項即ち其繼續せる効力を可決する事となれり。尤も此兩派中、保守派は、同法律案に於ける新聞の停止、第二條項及び追放の權利(第三條項)をも同意し、國民自由派は、新聞の停止に對し、一定の意見を有せず、追放權に對しても、亦唯策略的意見を有せしのみ。彼等謂らく、若し追放權を認めんか、管に殉死者を出すのみな

らず、又煽動者の追放せられし不平快々の動搖地方より、從來感染せざりし地方に、社會民權黨の弊毒を流すに至るべけん。保守派及び中央黨多數の追放權に對する意見は、單に一地方の追放に止めずして、全く獨逸帝國より追放する事とし、以て有害なる社會民權的煽動者を除き去らんとするに在り。此手段は、獨逸國土に於て、永久、彼等の陰謀を絶たしめ、又外國に於て、彼等の翹望せる行爲を、獨逸の法律並に狀況に由て、永久抑制せしむるなるべし、而して此等の事たる、彼等煽動者が、法律及び祖國の範圍外にては、自由に行爲するを得ず、隨て、若し、帝國保護以外に置かるゝあるも、又哀訴する能はざるに由り、愈々其効果あるべきなり。政府は、自ら此方策を知悉するに至れり、隨て千八百九十年正月二十三日、社會黨法の繼續せる効力(第一條目)を可決せし、兩多數黨は、從來重要なる法律を議せし場合の如く、同月二十五日の帝國議會第三讀會に於て、政府より信すべき通知の至るを待ちぬ、此通知たる、政府の以て基礎とし、其認可に由て、始めて該法律を採用し得べしとせるもの

なり、想ふに兩多數黨の優勢なるや、其可決せらるゝは、固より容易なるべし。

御前會議

正月二十四日、比公を始め諸重臣參集して、御前會議を開き、此問題を審議せり。其議事の進行及び結局は、共に秘密に屬して、知るを得ず。帝國議會の多數は、其翌二十五日を以て、最後なる第三の商議に附せられし際に至る迄、之に關し何等の消息を知るなかりき。世人如何して、千八百七十八年に發布せられて、爾後益其期限を延長せられ、今尙政府の一二辯明を繼て繼續せられ行くべき一法律に由り、這般政府の沈黙を了解し得るや、當時帝國議會に於て風聞あり、曰く此社會黨法の存在及び内容に關しては、政府部内に種々の議論起れり、曰く千八百八十九年十月二十二日の勅宣には、新社會黨法律を必需缺くべからざるものと爲し給ひし皇帝にして、今や、大臣フオン、ポエツチヘルに懲慫せられ、又此、倚杖(即前の法律)を説かず、社會民權黨は、獨り一般刑法並に其他帝國及び地方法律の武器を以て制せられ得べしと爲せりと、然れど

社會黨法の
否決

も、兩多數黨保守派及國民自由派は、正月二十三日に於て、未だ此等の風評を知らず、況や比公が當時未だ嘗て一語も之れに説き及ぼさざりしに於てをや、彼等は、初め第二讀會に於て決議せし、一條目を同意したり、然れども、一般投票の際に至り、追放の條目、劈頭に現はれし爲め、保守派は、俄然此法律の反對者、即ち中央黨、獨逸自由思想派、波蘭土派及び社會民權黨に左袒せり、是を以て、國民自由派及び自由保守派フライコンセルヴァチヴの九十八票に對する百六十九票の多數に由り、同法律は否決せられたり。

皇帝の勅語

同日、帝國議會の閉會を告げ給ひし皇帝の勅語は、毫も否決せられし社會黨法に就き説き及ぼされざりしに由り、風説又新に生し、皇帝自身、既に同法律の廢棄を望み給ひしと爲せり。此の如き風説は、總選舉に際し、非國家的分子、就中、社會民權黨を利するものたるは、自然の數なりとす。是を以て、比公は、既に正月二十九日に於て、北獨逸普通新聞紙上に辯明を試み、政府は決して反對黨新聞の雀躍に同意し、若くは、社會黨法律に賛成せし廉を以て、國民自由派に快らざる如き理由を有するも

社會黨法否
決の罪は保
守派に在り

のに非すと曰へり。此等意見の異同は、將來の事件に由て、調和せらるべく、隨て合同の牢固及び合同諸黨の政府に對する態度は、何等の損害を及ぼすなかるべし。然れども、比公辭職を距る既に遠き、千八百九十年十月九日に於て、其新機關「漢堡新報」は、首相か熱心に經營せし社會黨法律か、千八百九十年正月の否決を來たせし罪は、全く保守派に在りとし、説を爲して曰く、吾人の所見に據れば、保守黨たる者かの追放權なきを全議案を通過せしむる事能はざるを以て、此法律に不同意なる理由とすべきに非ずと。同記事の冒頭にも、之に符合する意見を述べ、君主大臣及び當時の首相に至る迄、皆追放の條目なきも、尙此法律を採用せんを希望せりと曰ひぬ。此故に此希望世に知られざりし間は、了解に苦みたり、之を要するに、千八百八十七年の初めに當り、越山派か七人組に對し、法王の代訴を躊躇せし如く、千八百九十年正月二十五日に於ける保守派の舉動も亦恰も、此希望を妄りに彼等の黨員より、排斥除却せしめしやの觀あり、而も此舉は、皇帝が首相に對して、非常なる牽制を爲す

に至りしと信せしに原きし如し。

僧侶保守兩
派連合の危
險

此の如き變調の時に當り、千八百八十七年に成れる合同維持の必要並に僧侶派及び保守派連合の危險に關する意見は、當局者の胸裡に往來せり。隨て「十字新聞」は、依然帝城以外に排斥せられたり。然れども「北獨逸普通新聞」か、正月二十九日を以て、合同の牢固及び合同諸黨の政府に對する態度の動搖せざるを吹聴せし時と日を同うして、「十字新聞」は、此の如き重要な點「追放權」に關し、意見合せざる此等諸黨即ち國民自由派、保守派の如き合同せる諸黨の合同、又安ぞ望むを得んやと絶叫せり。公子派新聞即ち十字新聞と同臭味は、實に公然、合同の破裂並に越山派、僧侶派と同じ及び保守派の連合を懲憑して憚らず、此連合は總選舉後既に久しく其筋の保護を失へるものなり。現に「フォスシッセツアイツング」の如き躍起となり、千八百九十年二月二十日に選はれし「非合同議會」の常に僧侶兼保守的指揮の下に立てるてう嫌疑を辯駁せり。之に反して、「北獨逸普通新聞」は千八百九十年三月十三日の紙上に

於て、中央黨か、其附屬たるウエルフ派、波蘭土派、丁抹派、及びエルサス派、並に保守黨と合して、二百十七票を有し、又中央黨と保守派との和合の等閑に附すべからざる事、殊に十字新聞は、此和合に對し、公然責任あるものなる事を唱道しぬ。然れども保守黨の大勢は、尙正義を踐み、祖國を愛し、且つ新教的良心を有するに在るを以て、此傾向の領袖たるフォンヘルドルフ君は、三月十四日の同黨機關紙に左の如く記する所ありたり、所論正確讀むに足るべし。

「吾人は保守黨が、教育及び社會問題の方面に於て悉く讓歩し、以て軍事並に其他の方面上、中央黨の同意を買ふに反對する者なり。此の如き利益交換を以て和合せんとの希望は、保守黨の須らく排斥すべき所、殊に同黨の既往を想へば、益々其不可なるを知るべし。元來、十字新聞は保守黨の秩序的管理に就き何等の感を惹くなく、又政治問題の實務に練習するものに、非ず。之に關し、コルン新聞は、尙附記して曰く、僧侶兼保守的政策を以て、獨逸國を幸せんと欲せる政治家は、自

此連合に對
する有力社
會の變調

ら重大なる責任を負ひ、且つ必然我祖國に不幸紛擾を來すなるべし……吾人は固く信ず、此の如き誤れる政策を遵奉せしむる勢力は、早晚其必ず強敵手に接すべきものなるを。爾後、幾何もなくして、僧侶兼保守的政策を以て、獨逸國を利せんと欲せる政治家、フォン、カプフキー將軍は、首相の印綬を佩ふるに至れり。彼は此政策に對して、又た強敵手を有せず、フォン、ヘルドルフの如き、其保守黨及び新聞の操縦上、漸々、其憎惡せし、中央黨との交易を、有益採るに足るものと思惟しぬ。然れども、我内政に於る此の如き不幸なる變調は、比公辭職後始て其哀むべき結果を暴露し來りしに及び、社會黨法の否決は實に政府の反對黨をして彼等の選舉運動に無上の便宜を與へしめし觀あり。合同を破れよ、是れ彼等反對黨、即ち中央黨を初め、獨逸自由思想派並に社會民權黨等の共通なる暗號なりき。彼等意氣の昂れるや、揚言して曰く、惡むべき合同は、選舉以前に於て、軍事問題と共に破壊すべき最要問題なりと。彼等到る處、這般の選舉演説を試み、且

選舉煽動

つ皇帝と雖、最早比公及び「合同の味方」カセナル、ブリュニエルか固持せる社會黨法を望み給はずと號へり、彼等此の如くして非合同的連合を作り、國民派代議士を破るに奔走せり、憐ひべし、忠良なるバーデン地方の如きも、國民自由黨は、百方競争を試みしに拘らず、一人の代議士すら出だす能はざるの窮態に陥りぬ。彼等國民自由黨の滿目、悲風慘愴、紅色、黑色及び紅色的、非普魯西の間色等、總て、南獨逸人民派を彩色せし、旌旗の翻々として、選舉場裡の聯合せる群集中に翻へるを認めたり。

皇帝の勅令

千八百九十年二月四日に發せる比公の副署なき有名の勅令は、勞働者保護問題を萬國會議に附し、並に普國及び帝國の立法上にも、普國樞密院の密議を経て、取捨せんとする統治者の英斷を示せしものにして、其影響の甚き、殊に選舉上、非常なる不利を合同黨に與へたり。社會民權派の新聞及び領袖は、意氣揚々、相謂て曰く、皇帝は此勅令中に我社會民權派の黨議を採用せり、皇帝は大羈を社會民權黨の眼前に翻へし、社會民權黨の旗幟を樹てたりと。此の如く、輕忽笑ふべきの言行、一にし

同勅令及び萬國勞働者會議に對する比公の位置

同勅令と樞密院

て止まず、或は千八百七十五年の社會黨々議と此勅令とを同一視するの恐に陥るに至れり、然れども選舉の際に當り、幾千の人衆は端なく、此の如き輕舉詐欺の犠牲と爲りたり、或他の幾千は、此勅令に比公排斥熱を結合し、選舉暗號として、此首相を遠けよと叫べる風説に瞞着せられたり。皇帝は、首相と意見の衝突ある爲め、其副署を待たずして此勅令を發せしとし、又首相の位置は、固より動搖し居れるに由り、國民か、越山派、獨逸自由思想派、南獨逸非普國的民權派、社會民權派、波蘭土派、ウエルフ派、エルサス派を選ば、彼を斥くる容易なりとするが如き種々の流言は、皆勅令の記事及び比公の副署なきより孕み出せるものとす。幾もなく、之と同精神よりして更に一事實捏造せられたり、即ち比公は、二月十一日を以て皇帝が親ら公にせし勅令に對する普國樞密院の商議に、何等の關係を有せず、唯彼は皇帝の勅語に隨ひ、部署組織上、同院顧問を會合せしめ、次に之を皇帝に紹介せしのみとせり。吾人は今日既に此等の風説の殆んど無根なりしを知りぬ。比公が養老法の決定と共に

に社會政策に於ける立法事業の一段落を認め、爾後尙大規模なる社會政策上の問題を企てんと欲せしは、信すべきなり。彼の判定の正理に合せる事は、種々人氣に投せんとする皇帝の勅語と比較し、非常に必要なる結果あるに由てト知するを得べし。千八百九十年三月、労働者保護處分に關し伯林に開きたる萬國會議の如き、全く徒勞に屬せり。然れども、千八百九十年二月四日の勅令に由り、短日月間に獨逸立法權を實行せんとせし諸事件中、獨り労働者保護法及び仲裁々判所法のみ、其決定及び實行を見るに至りぬ。而も、此等の法律は社會政策の立法範圍に於て、急進を熱望せる儕輩の甚だ歡迎する所と爲らざりき。是れ他なし、日曜休暇等に關する労働者保護法の規定不明瞭なる爲め、一般社會の激昂を來せしを以てなり。又重なる大都市に於ける職業仲裁々判は、實際不幸なる雇主に對する秘密裁判にして、是れ法律上、例外裁判に於て權利を得るを禁せるものとす。何となれば、法律は、純粹に雇主及び労働者の同人數を器械的に判官の眼前に召致するものなるに、

職業裁判に於ては、雇主に向てのみ、妄りに其無私公平ならむを豈理する如き實行し難き理論に遵ひ、労働者の裁判官に向ては、實際此の如き公平を望む能はざればなり。此等の裁判官は、重なる大都會に於て社會民權的熱望を以て任命せられたり、其の熱望の切なる實に此等に關する商議以前に考慮する所あり、豫め半數以上の賛成を博し居れり。是よりして應前は素より論なく、前室判廷に至るまで、賤民原、即労働仲間の蜚集し來るに由り、危險偏頗に失せる仲裁々判行はるゝ事となれり。其極、遂に各黨派、皆辯護士に關係すべからずとの頑僻なる規定を設くるに至りぬ。

然れども、此等諸推測中、眞實とすべきものは、皇帝が自家の社會問題解釋上、重要な補助を與へん事を希ひ、比公の如く廢人法の決定に由りて安せず、更に大臣フォンポエツチヘル、及び他日大臣となりしミクエルの如き無責任の輔弼と共に、労働者保護問題を調査し、尙進で千八百九十年二月四日の勅令に於ける如き濶大の精神を以て解釋せんと欲

せし事なり(此勅令の内容は、立法的處辨の一小部分たるものとす)。此の如き皇帝の處置、公然比公に報せられしに及び、公は其賛同する能はざる年少君主の計畫に對し、忠實なる君治的意見を示せり、即ち公は勅令の謂ふ所を全く實行せざる事に就き自己の意見を稱揚し、又大規模に於ける獨逸労働者保護立法の實施は、外國亦之を同時に行ふに非ずんば獨逸國たるもの須らく之を見合すべしと爲り。是を以て、比公は普國樞密院と計り、重要問題を商議せん爲め、伯林に萬國會議を召集せん事を唱道しぬ。此會議召集は、非比公的思想が、比公に敵し、獨り皇帝にのみ勸めしものなりしに、今や却て比公の促す所となれり。勅令に對する比公反對の證跡薄弱なる如く、労働者保護問題の審理に關し、普國樞密院との商議に、比公が防禦的態度を採りしとの説も亦殆んど無根に過ぎず。何となれば首相の機關、北獨逸普通新聞は、千八百九十年三月十一日に於て、現に、左の如き記事を掲げて、憚らざりしを以てなり。樞密院は、有力なる各大臣を御せる獨裁君主の顧問たる範圍の擴

張を理解せるのみ。然れども、王側の大臣は、又樞密院に由て、其消息を奏するものなり。樞密院は王の責任ある顧問として、其決議を王に献すべきを以て、其決議事項を大臣に交付す。故に一大臣が、樞密院に於る、討議の事件に參與し、自家の意見を固守せんと欲するは、其位置の許す所ならざるべし。此大臣は其意見を内閣の同僚會議に於て始て主張するを得、此會議に於て、諸大臣は國王に上奏されし樞密院の諸決議案に頓着せず、責任を負ふて決定し、又樞密院をして與らしめざるなり。

無責任なる樞密院の決議に對する普國大臣の前文の如き責任ある商議は、自ら千八百九十年二月四日の勅令に曰へる約束に再度の著き沮喪を來せり。爾後、比公に於ては、此等の事件を總て忠實に立憲的に處理し、又何等衝突の機會を醸すなかりき。當時比公排斥の風説、即ち社會民權派の誇張は、攪亂失調し、合同の破裂及び一百五十萬票に上れる社會民權派の驚くべき増加は、共に比公を黜くるに足れりと故意に

主張せり。首相は此現象に對し、猶千八百八十四年に於て三頭領ウキントホルスト、リヒタル、グワルンベルグより不幸なる結果を與へられし際に於ける如く、泰然として動かさず(此結果たる、彼は其殖民政策及び種々の問題に於て之を制するを得しものなり)。されば社會民權黨の票數及び代議士(三十六人となる)の増加は、唯否決されし社會黨法の關する所如何に大なりしかを證するに過ぎず。而して、比公は前に述べし如く、議會の新多數者たる僧侶派及び保守派聯合の危険を知悉し、反對の態度を採りぬ、但し新議會の第三の多數黨は此危険に就き閉目關知せざるの狀を爲せり。比公は、實際、此議會前に其帆を下し退隱するの緣由を有せざりき。吾人をして、試にフォンカブリフキー君が、此多數者と經營せし結果を枚舉せしめんか、勞働者保護法、亞非利加及びヘルゴランドに關し英國に對する獨逸の讓歩的協商等、總て吾人を根本より欺きしものと謂ふべく、結局新政策は、千八百九十年の非合同的帝國議會に於ける、想像し難き失錯及び拙劣に由り、軍事議案を通過

皇帝對比公
衝突の最後
の原因皇帝と各大
臣との交渉

せしむる能はざりしを考ふれば、依然比公内閣をして、此等國民の代表者と協議し行かしめたらむ結果の、全く前者と趣を異にせしならんは、明白又疑ふに足らざるなり。見るへし、此多數者を眼前に控へて、職務を辭せんとする理由は、公の寸毫も有せざりし所なるを。

比公と皇帝間に於ける衝突の最後の原因は、千八百九十年二月二十日の總選舉より、今日に至るに従ひ、漸々其根底を深くせり。是れ他なし、比公にして、其立憲的位置を以て、帝國及び普國に對し、責任ある高官なりと主張せし以上は、新議會の大部分と一致し、並に普國內閣に於ける彼の同僚の嚴厲的所業を排除するを務めざるべからざるに、不幸にも此兩方面に於て如何とも爲すべからざる故障(即ち皇帝の意志)起りたればなり。此厄運は、迅速に其進路を取り來りぬ。

比公は、先づ帝國大臣並に普國の大臣が、向後首相の監督關與なくして、皇帝及び國王と直接に政治上の交渉を爲すなからむを要求せり。此要求は、固より其當を得しものとす、何となれば、帝國の大臣と皇帝と

の交渉は、憲法及び代理法に由りて規定せられ、首相は責任を以て内閣に立つに由り、皇帝と大臣との政治上の交渉を、一々監理すべき権利及び義務を有するを以てなり。閣臣は、皆立憲的に動作し、首相の代理として、其訓令に遵ひ行くべきものにして、此範圍外の行爲は、職權の濫用に屬し、比公たる者、之が無効を要請するの權利あるものとす。皇帝と雖、此點に於ては、首相の奏請に對し、何等の異議を入るゝ能はざるなり。之と同じく、比公は、普國內閣議長としても、其同僚と國王との政治上の交渉を檢査し、其同意を経て始て允可せしむるの權利を有せり。何となれば、普國に於ても、憲法發布以後、責任ある國政の總指揮者、即ち内閣議長の特權を、國王並に他大臣に對し、法律上、規定區劃するの必要を生せしを以てなり。此特權は、千八百五十二年九月八日、國王フリードリッヒ、ウキルヘルム第四世の閣令に由て、當時の内閣議長マントイフェルの副署を經、最明瞭確實に制定せられたりき、即ち左の如し。

朕は、内閣議長に委るに、獨り從來の如く、内治上の諸班を總攬する

千八百五十二年九月八日
の閣令

のみならず、其地位に應じ必要なる統一を維持し、又重要なる諸政に就き、朕の諮詢に應答するに足るべき權利を以てするの必要を認めり。朕は、此目的に對し、下の條目を規定す。第一條、總て重要なる政務に關しては、當局大臣たる者、豫め内閣議長と書面、或は、言語を以て協議すべし。第二條、此等の政務にして勅裁を要する場合には、豫め内閣議長に、其要領を報告し、内閣議長は、之に意見を附して朕に差出すべし。第三條、當局大臣か、其所管事務に就き、朕に直奏せんと欲する時は、先づ之を内閣議長に報し、内閣議長にして、其必要を認むる場合に、此建議に協賛せしむるものとす。

今や國王ウキルヘルム二世は、其統治權を活潑に運用せん爲め、前文の閣令を取消し、若くは變更せんと欲し、比公に之が同意を求められたり。然れども、比公は之を躊躇し、尙皇帝請求の旨を公に傳へたる皇帝の親臣に謂て曰く、國王若し余に普國內閣議長の權利を制限せんと欲し給はば、陛下自ら内閣議長たらしむべく、現に其權利は、實際上、陛下の握

り給ふ所となれりと。是に於て、皇帝は、此親臣の傳奏に答て曰く、朕親ら内閣議長の地位を占めん爲め、彼を苦るの意なしと、即ち此問題に就き、比公より手書を徴されたり。

未だ幾ならずして、更に第二の衝突原因出来せり、是れ即ち千八百九十年三月一日を以て、代議士ウキンンドホルスト氏が比公の邸に詣り、長時間の會談を遂げし事なり。此奸猾なる中央黨の首領か、首相にして一定せる反對手段を中止せられたらんには、越山派は、全力を以て比公を助勢し、其皇帝と意見の異同あるをも、顧みざるべしと申し込みしは、信すべきに似たり。然れども、ウキンントホルストは、其希望せし答辯を比公に得る能はざりしか如し。何となれば、若しウキンンドホルストの企てし合意にして、比公に歓迎せられしならば、發覺するの理由なきものなるに、却て、越山的非比公派より、世間に泄らされしを以てなり。之に關する報道の大半は事實に非るも、虚實共に相合して、皇帝と比公間に愈々充分なる破裂を來すの材料となりぬ。されば虚妄にも、比公は

ウキンンドホルストの比公訪問

中央黨の首領を引て、正式に懇談を試みたりと吹聴せられ、又ウキンントホルストは、ブライロエヅル君を経て、首相に會見の擔保を要求したり。之に加るに此會談中、ウエルフ派資本の問題をも論及せられしと曰ふも、其事實に非るは、三月二十三日の「北獨逸普通新聞」に記せる如し。然れども、比公の退隱を望めるウキンントホルスト氏亦千八百九十年三月十二日の談論に失敗せし以後、比公排斥運動者の第一流に屬せり。實業家連も、亦會談一件の實況を、皇帝に注意するを怠らざりき、但し妄誕鹵莽、眞實の彩色あるもの、十の二三、其意蓋し、首相か、中央黨と聯合し、皇帝に當るを拒まざりしと謎ゆるに在るなり。事終に茲に止まらず、即ち皇帝は、此事件に就き見聞する所に據り、内務大臣フオン、ルカヌスを首相の許に遣はし、命を傳へしむ、曰く、皇帝は、比公か政治を談せん爲め、代議士を引見せんと欲せば、必ず豫め其旨を皇帝に達せんを命ずと。比公之に答て曰く、希くば、余が決して職權を越て何人をも部署するなかりしを陛下に奏するを得んと。是に於て、皇帝は三月十五日早朝比公

未だ臥床を出でざる時を以て、首相の邸に臨み、尙此事に關し問ふ所あらんとせられたり。比公即ち倉皇衣を着け皇帝を迎へり。皇帝弗然比公に問ふにウキントホルストと議せし所、何事なるを以てす。比公其私事を談せしに過ぎざるを對へり。皇帝乃ち更に謂て曰く、朕は、朕の首相とウキントホルストの如き政黨首領との對談を臨監する權利を有せり。比公は、此要求を謝し、述るに、臣不肖と雖も代議士との會談を監視の下に附するを欲せず、又彼の職權を越て、誰をも指揮せざるを以てしぬ。是より活劇は尙一層の活氣を呈せり。皇帝は、怒氣滿面呼で曰く、朕、卿の君主として卿に臨むも、卿尙しかく命を聽かざるか、比公斷乎、答るに吾君主の命令は臣か妻の客室を出でざるを以てし、更に謂て曰く、臣、唯、皇帝維廉第一世に對して、其皇孫に仕へんことを畏み、其職に留りしのみ。然れども、臣にして陛下に利ならざらんか、臣は好で閑地に退くべしと。

三月十七日の早朝に至り、皇帝は大將フォン、ハーンケを比公の許に

皇帝比公の
退職を促かす

遣り、聖旨、公の骸骨を乞ふを待ち給ふを傳へしむ。比公は、直接命令として旨を傳へしにあらざるを見るや、從容として大將に答て曰く、純粹なる政治思想より觀察を下せば、現今の形勢上、職を去るは、實に皇帝及び其祖國に對し無情なるものなり。加之、元來余より進て辭表を呈するは、事實に反れる史的形像を興ゆるなるべし。余を辭職せしむるは、元皇帝の權内に屬し其時を擇ばず。現に、澳太利の皇帝も某大臣の在職を希はざる時は某の職務を免するに、朕は決せりと曰へり。余は、其結果引て一時我國民を苦るの大不幸となるべき所業を以て、余の政治的生涯を終るを欲せずと。大將フォン、ハーンケ辭し去るの後、更に同日を以て、内務大臣フォン、ルカエス來り、皇帝の直接命令を比公に致し、一定時間内に辭表を皇帝に捧ぐべきを以てしぬ。但し此命令は尙他に内意を含みたり。即ち勅使は、比公に諭すに、皇帝が公をラウエンブルグの公爵たらしめんとするを以てす、比公答て曰く、臣若し之を望みしならんには、既に早く之に叙せられしならむと。フォン、ルカエスは

公の辭表

尙は公をして安んせしめんと欲し、皇帝が公に公爵の品位を保つに要する授封を承諾せるを以てせり。比公又之を謝して願みず、平然謂て曰く、臣餘命なし、以て他を煩はすに足らじ、臣は熱心なる郵便官吏より新年に配達せらるゝ如き慶事に追走し、以て一身を終らんのみ。皇帝がフオン、ルカヌスに由て傳へし命令は、比公又之に抗するを得ず、比公たる者、宜しく其辭職を請ふなるべく、又爲ざるを得ざるべし、公が大將フオン、ハーンケに、政策並に良心上、其不可なりと曰ひし意見も、亦詮なく、皇帝の胸中、比公去るも自家の政治的技倆を充分なりとし、更に危ふむなかりしと見るの外なし。されば公は心ならずも此命令を拜せり。獨り皇帝が公に要し給へる辭表を寸刻の間に促されしは、公の喜ばざりし所とす。乃ち、フオン、ルカヌス君に謂て曰く、余は余の無難作なる貶黜に従ひ、敢て逆ふなかるべし、然れども獨國及び普國の歴史に幾多盡せし大臣の最後の公文たるべき辭表を呈するには、尙時間の猶豫を與ふべきなり。想ふに余と雖、亦當に之に値すべき者、歴史又

公の覺書

之を要すべしと。然り歴史は必ず何が故に比公職を去りしかを知らんと欲すべきなり。是に於て、公は三月十八日乃至十九日に於て自筆せし書を皇帝に呈しぬ、書中當時政治上の形勢並に其原因を説き、且つ謂ふ、此等の事情は、若し陛下の解職の命に接せずんば、其老齡健康の如何に拘らず、臣が退隱を許さざりし所と。此長文の書面は、冒頭、普國內閣員に對する内閣議長の地位の抑損せられたるを記し、尙進んで、公が帝國首相としても、其權利を殺がれんか、外國政府との交渉上、願慮、躊躇、政府及び政策に充分の責任を負ふ能はざるべきを敷衍せり。此故に比公の辭表は、實際上、比公留職の必要なる明白の理由をも包含せり。此理由が非常の價值勢力ある比公の國書を以て記述せられし事は、公退職の一大重事なるを想見せしむべし。而して、此想像は、後日、新局面の領袖か公を攻撃せしに際し、公が彼等の千八百九十年三月十八日に出せし覺書を公にせしめんと挑みし事に由り、其正鵠に近きを知るに足らむ。彼等が之を公にせざる所以は、彼等自ら之を了せり。

公愈骸骨を
乞へり

皇帝の諭旨

皇帝は、三月二十日の正午に至り、始て該書面に接しぬ、而して、書中、縷述せる各章、唯之を讀過せしのみ、直に内務大臣ルカヌス及びハーレンケを比公の許に遣り、免職を達せしむ。諭旨の要領左の如し。

「朕の敬愛する公よ。朕は本月十八日の卿の辭表に由り、卿が長日月の間、無比の功績を奏しつゝ、勤績し來りし職務を辭するに決せしを、知り、深く感動する所あり。朕は朕の生涯、卿と相遠るの念慮に陥らざらんを希ひぬ。然れども、今や卿が引退の事情を知悉するに及び、朕をして、此念慮を信せしむるの已を得ざるに至りしは、痛惜に堪へず。雖も、又竊かに卿辭表の擔保は、卿が老衰せし生命及び氣力をし、て、祖國の爲め、出來得る限り、健在ならしむべきを信じて疑はざるなり。卿の決心に就き、卿の陳述せし理由は、朕をして、卿の申請を取消さしめんとするも、其無益なるを看破せしむ。朕是を以て、卿の願意を聽くべし、尙、朕は、卿の去るに臨み………卿が、將來、朕並に祖國に對し、従前の如く、卿の助言、卿の斡旋、卿の忠實、献身を致されんを希ふの

事務室明け
渡しの多忙

比公告別の

情禁する能はざるなり。同時に皇帝は、比公をラウエンブルグ公に封し、且つ自己の大肖像を賜はりたり。

此の如く皇帝は、優渥なる儀式を以て、比公の免職を遇せしと雖、他方に於て幾多抑制の嫌なきに非ず。千八百九十二年七月十日に於る、トドイツチニ、アルゲイ、チツ、アイ、ツツ、アイ、ツツ獨逸普通新聞の記事に曰く、總て從來の慣例に反し、解職せられし首相に、後任者の任命ある迄、一時事務を處理せしめざるのみならず、後任者即時に確定し、直に出省して事務室の椅子に座し、各國使節會見の必要上、前任者に世界的大英名を來さしめし室の明け渡しを、前任者に強るの急激なる、恰も獨逸國に於て復大英名を容るゝの餘地なきに似たり、爲めに比公は、一々書類を整理包装するの逸を得ず、急速の取纏に由り、其所有物品を紛失し、混雜の狀、自ら千八百七十年巴里城外に放逐せられたる獨逸家族を見るの想あらしむと。

三月二十六日、比公は告別の爲め、帝城に詣れり。同日、公は、午前十一

公愈骸骨を
乞へり

皇帝の諭旨

皇帝は、三月二十日の正午に至り、始て該書面に接しぬ、而して、書中、縷述せる各章、唯之を讀過せしのみ、直に内務大臣ルカヌス及びハーシケを比公の許に遣り、免職を達せしむ。諭旨の要領左の如し。

「朕の敬愛する公よ。朕は本月十八日の卿の辭表に由り、卿が長日月の間、無比の功績を奏しつゝ、勤績し來りし職務を辭するに決せしを、知り、深く感動する所あり。朕は朕の生涯、卿と相遠るの念慮に陥らざらんを希ひぬ。然れども、今や卿が引退の事情を知悉するに及び、朕をして、此念慮を信せしむるの已を得ざるに至りしは、痛惜に堪へず。雖も、又竊かに卿辭表の擔保は、卿が老衰せし生命及び氣力をし、て、祖國の爲め、出來得る限り、健在ならしむべきを信じて疑はざるなり。卿の決心に就き、卿の陳述せし理由は、朕をして、卿の申請を取消さしめんとするも、其無益なるを看破せしむ。朕是を以て、卿の願意を聽くべし。尙、朕は、卿の去るに臨み……卿が、將來、朕並に祖國に對し、従前の如く、卿の助言、卿の斡旋、卿の忠實、献身を致されんを希ふの

事務室明け
渡しの多忙

比公告別の

情禁する能はざるなり。同時に皇帝は、比公をラウエンブルグ公に封し、且つ自己の大肖像を賜はりたり。

此の如く皇帝は、優渥なる儀式を以て、比公の免職を遇せしと雖、他方に於て幾多抑制の嫌なきに非ず。千八百九十二年七月十日に於る、ヴェニス獨逸普通新聞の記事に曰く、總て從來の慣例に反し、解職せられし首相に、後任者の任命ある迄、一時事務を處理せしめざるのみならず、後任者即時に確定し、直に出省して事務室の椅子に座し、各國使節會見の必要上、前任者に世界的大英名を來さしめし室の明け渡しを、前任者に強るの急激なる、恰も獨逸國に於て復大英名を容るゝの餘地なきに似たり、爲めに比公は、一々書類を整理包装するの適を得ず、急遽の取纏に由り、其所有物品を紛失し、混雜の狀、自ら千八百七十年巴里城外に放逐せられたる獨逸家族を見るの想あらしむと。

三月二十六日、比公は告別の爲め、帝城に詣れり。同日、公は、午前十一

爲め宮城に詣る

時半を以て、禮服及びゼイドリツツ甲騎聯隊の軍帽を着け、黒鷲勳章を佩び、一頭馬車カブリコロシに乗り、四人の騎士に護衛せられ、ロンドン街に沿ふて王城に向はれしに、人民四方の街路より蟬集し來り、三齊に歡呼して止まず、其感奮敬慕の切なる實に比類なき所なり。馬車進て劇場及び公園の前に至れば、波立つ幾万の群集、既に先づ在り、公の至るを見、歡呼万歳の聲限りなく、帽子を振り、手巾を翻へして止むなかりき。花卉花環の馬車の内外に投入せらるゝもの其數を知らず。馬車更に進んで、公園の第一大門を経、城内に入りし後、數分にして、鐘聲聞ゆるや、群衆皆名狀すべからざる感動に打たれたり。公の城中に在りしは、凡そ一時間半なりとす。

最初に皇后は皇子を伴て、出て迎へられ、致仕の人に熱心なる告別の情を寄せられたり。想ひ起す、皇后がアウグスタ、ゾキクトリア内親王と稱せられ、年齢尙幼なりし時、父君フリドリッヒ、フオシ、アウグステンブルグ公は、比公の普魯西的獨逸政策に由り、其要求せしシユレスウ

キグ、ホルスタインの公國より驅逐せられしかば、内親王の保姆たりし佛人的瑞西の一女は、當時内親王の啼泣を鎮むるに、比斯馬克來るの語を以てせり。千八百八十年、内親王カウキルヘルム親王と結婚の約整ひしに及び、比公は、始て、内親王に親しく賀辭を述べ、彼の所謂「争ひ勝なる戯曲の喜ばしき末段」に陪席するを得べき、十年以來の最幸福なりとしぬ。内親王の鐵血宰相を深く尊重長敬せらるゝ、年緒既に久し。其結婚後、屢々謁を比公に賜ふに及び、愈々其の尊重すべき人と爲りを知られたり。數年前帝國議會の一議員に語けて曰く、「獨逸人民は、決して其光榮ある歴史を忘却するなかるべし。敎聖なる皇帝及び非凡の宰相共に尙生存せり。皇帝に致すに敬愛尊重を以てし、宰相に對しても、亦其當に呈すべき感謝の情を以てせんか、我國の將來、愈々多望なるべし。彼の英國々王の高慢なる、而も忠實なる言語、今朕を誹謗するも、雖も、一旦死せんか、人民は再び朕を九泉の下に蘇生せしめんと欲すべし」とあるは、洵に之を今日の比公に應用し得べし云々。是に於てか

「比斯馬克来る」の語は爾來却て皇后に喜悅の消息を傳ふるの福音となりしに、千八百九十年三月に至り、比斯馬克去るの報、端なく事實と爲るに及び、皇后は非常に痛惜の情を催ふされたり。今や、比公が骸骨を乞ふて、世界の舞臺を退くの告別に來りしかば、皇后此忠臣の手を固く握り熱心に其健康を祈り給へり。皇子も亦共に之に和し給ひぬ。此一幕終て始て、皇帝の出御あり。其比公に語け給ひし所、世の知る所とならず。

公既に宮殿を辭し、馬車再び城外に出でしかば、待ち設けたりし歡呼の聲は、自ら敬意の溢れしものゝみ。群衆は、先を争て限りなく増加し來れり。帝城よりフリードリッヒ大王の記念碑に至るの街衢、屋内、陂上の論なく、入の山を築き、車馬の通行全く杜絶せられたり。歡聲の盛なる、公の馬驚て軛を脱するに至る。馭者馬車を整るの間、公車を下り、群がれる喝采裡中に偉人の巨像を置きぬ。之より續て比類なき凱旋行を進まれたり。當時パーデン大公の居住せるホーデルランド宮前

パーデン大公に告別す

に至て、馬車再び駐れり。公は歡喜限りなき態度を以て車を下り、階段を上り行きぬ。其歩武嚴肅、漸くにして大門に達せられたり。老若男女、警固の任に當れる二重の番所あるをも顧みず、廣集門口に及びぬ。鐵血宰相は、其宮中に入てパーデン大公に謁するに先ち、一時階段の上級に立ち、爛々たる眼光を群衆に注ぎたり。大公との面晤、凡そ二十分にして、再び宮外に出でしや、四圍の窓間臺榭、皆觀衆を以て充たされぬ。滿目悉く喝采、歡呼、振帽、翻巾に接して止む時なく、幾萬の群衆、馬車に伴ふて宰相の邸宅に向ひ、連續殆ど一里に亘れり。途上、公は此等衆庶の忍び難き熱誠より溢れたる意外の景仰に深く感動し、始終、左右に揖禮しつゝ、謝意を表し行きぬ。

越て一日、比公は最後の最重大なる訣別を爲せり。既に同日の午後に至り、ハルロツテンブルグ城の側門に於ける城門守衛の傍に比公を乗せたる手輕の一頭馬車來れり、而して比公は、其城内を訪問する刻限の逼れるに拘らば、驚歎の情を述べん爲め、蟬集せる群衆の眼前に於て

ハルロツテ
ンブルグに
於ける累代
の陵墓に告
別せり

車を下り、四方より公に呈せる歡呼萬歳の聲に勇ましく答禮したり。次に、公は宮城の園中より薔薇花三箇を請ひ、之を持して、徐々、蕭條たる公園の通路を經、壯嚴なる陵墓に向ひぬ。既に此靈域に到るに及び、最靜肅に其階段を登り行き、國王フリードリッヒ・ウキルヘルム三世及び王妃ルイゼの墓に謁したり。茲に始て、數分の休憩を爲し、了て大宰相は、其眷顧を辱ふせし大帝維廉一世の陵を拜し、二十五年間、汲々として帝國の建設並に整理に従事せられ、古來類なき功德を垂れ給ひたる英主の棺上に、其齋らせし薔薇花を捧げぬ。低回顧望既に十數分、而も尙去る能はず、其沈思默考せし所、總て大帝に對する偉大歡喜、光榮及び我國民の哀悼なりしなるべし。公は、帝陵を辭し去りし後、其忍び難き感慨の一端を左右に泄らされたり。憐れ流石に猛き、鐵血宰相も、是に至りて遂に溢るる感情を制する能はざりしか、實に悲觀の極と謂ふべし。斯くて、公は遅々たる歩武を移し、城門外に辿り行かれしに、又も群衆の雲屯せるに遇ひぬ。彼等の感奮せる至情に對し、退隱の客は、嚴肅なる

王侯、政治
家及び國民
の愛惜感謝

帝國及び普
國兩議會の
舉動

謝意を表し、尙車上より、一々、惜別の聲に答禮し去れり。獨逸の諸王侯も、亦、非常なる感動を以て、電報上、獨逸統一の建設者が退隱するを惜むの情を述べ、併せて其多年比類なき功勞に對し、感謝の意を表したり。澳太利匈牙利皇帝フランツ・ヨーゼフ並に澳伊の首相も同様の電報を寄せぬ。聯邦議會は、滿場の同意を以て、熱情を罩めたる書狀を呈し、長日月間、其議長たりし公と訣別したり。此の如き感謝惜別の書狀は、獨逸國は素より論なく、殆んど全地球より到れり。其夥多なる、比公は、此等の厚情に對する謝意を公言する爲め、兩度廣告せざるを得ざりき。此の如く王公政治家より國民に至る迄、總て獨逸語を使用せる人々は、争ふて其赤心を以て、敬愛、痛惜及び感謝の情を宰相に表せしと雖、獨り非合同的帝國議會と普國(地方)議會とは、全く之と反對せる言語に絶えし舉動に出でたり。即ち帝國議會に於ては、議長フォン・レフエツツラフ、平然として、毫も比公の掛冠を滿場に報ずる要なしとするものゝ如し。普國議會に於ても、大臣フォン・ボエツツヘルが此掛

冠に就き、何等特別なる感慨の情を述るなく、單に儀式許りの通知を爲せしのみ、之を聴きし滿場亦寂として不問に附し去りたり。獨り國民自由派は、此の如き怠慢の罪責を免れし觀あり、即ち四月一日を以て、彼等國民的希望及び經營の最有名なる代表者に訣別する爲め、感慨限りなき書狀をフリードリッヒスルウ(比公の住所)に送呈せり。

皇帝亦比公退隱の大厄運に對し、深く感動する所ありけん、祖皇の生誕日なる三月二十二日を以て、ワイマル太公に電音を發して曰く、朕は恰も朕の祖皇を再び喪ひし如く、痛惜に堪へず。然れども人々老衰し行くは、天命如何ともし難し。國政料理の要務は、今や懸て朕の躬に在り、方針は、舊の如し、敢て改めず、是より更に勇を鼓して、進み行かむと。

三月廿九日に至り、比公は愈々伯林を去るに決せり。帝都最後の訣別に臨み、公に呈せられし万衆敬虔の情は、其痛切なる前代未だ曾て有らざる所。實に伯林に在はせる歷朝の君主と雖、此の如く尊崇されし事あらざりき。其景況の一斑は、ハーン、ウキンベルマンの兩氏が指揮

比公伯林を去る

せる國民新聞紙上に、記載せられ、細小活字なりしも、凡る同紙の三面を埋めたり。(ハーン、ウキンベルマン合著、比公第五卷六四八頁乃至六五〇)。

新宰相フオンカブリフイーを始め、各大臣、各宮内官吏、各將官、各大使、及び其他の各外交官等伯林全部の官吏社會は、擧りて、レールテル停車場に赴き、伯林を去らんとする比公を送らんと爲め、其來着を待ち設けたり。皇帝亦美花を比公及び夫人に賜ひ、殊に詔して、フリードリッヒスルウに於る如く、出立の際も、光榮ある儀伏兵を附し給へり。然れども此等官的莊麗華美は、比公が當府に於るウキルヘルム街の邸宅より、馬車を驅て、レールテル停車場に至りし間に捧けられし忠實なる獨逸國民の敬慕感謝の至情に及ばざる遠し。國民新聞の記事に曰く、此訣別を目撃せし人士は、其光景の盛なる、振古無比なりしを首肯するなるべし。

此光景は今日吾人と別れたりし大政治家と同じく唯一にして復其類を求むべからざるなりと。比公の恩顧を受けし、北獨逸普通新聞が今や豹變、此退隱者に背き去り、其後任者の爪牙となりしに及び、漢堡新報

比公のカブ
リファイに對
する眷思

外國新聞記
者の引見

新に、比公の機關たる光榮を占る事となりぬ。是に於てか、同新報は千八百九十年四月二十四日に左の如く論じたり。『自由思想の新聞が、景氣を添へん爲め、比公は新宰相に難事を提出せんと欲せりと唱道せるに對し、吾人は斷然其無根なるを主張するものなり、何となれば、比公親しく吾人に向て、余はフォンカブリファイ君の人と爲りに敬服するもの、希くは同君が、其性質と其事務の難易に應じ、熟慮を加へ處置し行かれん事をと語られしを以てなり。實に公はフォンカブリファイ君と親き間柄に在る者、今後と雖亦當に然るべきを望み給へり。』知らず、之に反してフォンカブリファイ將軍が前任者に望まんとする、熟慮と處置とは果して如何なる者ぞ。五月の初め、比公は露國新聞の「新時事」の通信員レフウツ氏をフリードリッヒスルウの邸に引見せしに、同月十日に至り、此に關して次の如く報道せられたり。『比公は、其在職間、始終露國と好款を保てり、而して彼の澳太利と同盟を締結せしも亦、唯露西亞が千八百七十九年に於て、獨逸を威嚇する

に戰を以てせしに由りしのみ、公は決して露西亞紙幣を強奪せんと欲せざりき。露西亞に對する攻撃は、公の衷心に願はざりし所。彼の獨逸皇帝が、コンスタンチノベルを訪問せしも、公は、其政策に對する虚妄なる風説に動かさるべからざるものとして、反對したるなり。爾後數日にして前宰相比公は、又巴里なる朝日新聞の通信員、僧侶派に屬せるドウトを引見せり、同人は五月十八日を以て、談話の要領を報道しぬ。

比公は公事に關する種々の問題に答て曰く、吁是れ全く異れり、卿の信する所と違へり、逆も卿の想像する所ならずと。公はフェルソ(ジュール・ファンル)との談判に於て、佛國に向け、單にエルサスを南獨逸の保護下に置かんと請求せり、而れども佛國の頑強なる抵抗ありし爲め已むを得ず、遂に多數の希望に由り、軍事組織と爲すに至りぬ。公は決して佛國に對し、戰端を啓くの意志あらざるなり。其引退も

カブリフイ
の比公に
對する意
並に千八
九十年三
の訓令

獨逸の政策に何等の變化を來すなかるべし。前陳の如き比公の談話は、其引退後二月、即ち千八百九十年五月二十三日に至り、新宰相フォン・カブリフイをして、獨逸帝國並に普魯西王國の職分上、一の訓令を發せしむるに至りぬ、今其要點を左に引用せん。陛下は以前の比公と、今日の比公とを區別し給ひ、至尊の政府をして總獨逸國民に此大政治家の面目を曇らしむる所業なからむを思召さる。此所業なからん爲め、カブリフイは尙注意を附して曰て、余は、必要の場合に臨んで訓示すべき全權あるを報ずると同時に、謹んで比公の意見に關する新聞の記事に實價を置かざらんを希望し、又陛下の率ゐ給へる政府も同様ならんを欲すと。既にして六月四日に至り、維納府の「新自由新聞」は伯林の公報なりとて左の如き記事を掲げたり、シユールテス歐洲史鑑千八百九十年九三頁九四頁。

此の如き當局者の決心、即ち比公が外國新聞の代表者に談話せし

事は、其の既に實際の政治局面を退き、一私人として言ひしものなるに由り、獨逸當局者の政策に何等の關係影響を及ぼさざる事は、フォン・カブリフイ君が數日前、在外帝國獨逸の代表者に發したる信すべし回文中に其趣を通知せられたり。

此報知の本源に關しては、又何等の疑を要せず、比公も亦此回文の訓示及び要領に就き知悉する所ありしも、尙ほ此を誤聞なりとするの觀を裝へり、是れ左の如き漢堡新報の記事に由て徴すべきなり。

一大帝國の政府が其在外國の代表者に向け、道般の問題に關して訓示するの必要ありとは受け取り難き所なり。若しそれ人あり、前宰相が一私人として何等の權利なきに由り、其政治を談ずるを禁せんとし、百方彼を制せんとせんか、是れ其憎惡せる前宰相が政治上に如何なる影響を及ぼさんかを、忌憚と恐怖とを以て觀察せるものにして、淺間しき沙汰と謂はざるを得ず。彼等の眼中には、獨逸帝國の建設者が尙生存するを不可とし、又其生存を許すも其世事に關する

を忌めり。吾人は、這般の仕打を以て、實際建設者に對する正理有禮の義務を盡せしものと評するを得ず、況や彼れ建設者比公は、其往時の政友をして其對敵(カプリファイ)を攻撃せしむるの擧なきに於てをや。尙吾人は此一生に於て我國の政策上、彼建設者即比公の畫策は其對敵のより優れるものなるを目撃せり、否な今日と雖も尙其然るを斷言するに憚らず。

然れども、千八百九十二年七月七日の帝國官報に於て、宰相フォンカプリファイが實際前陳の如き告示即ちラウエンブルグ公たる比公の一箇人としての意見は、何等の實價を有するものならずの訓令を、獨逸國の内外に駐在せる獨逸及び普魯西の代表者に發せし事知れ渡りしに及び、到る處此處置に對する非難攻撃の聲起りたり。一の民權的獨逸新聞なる「新約克國報」（ドイツ語）と雖、當時之を罵りて曰く、此獨逸威名の支柱(比公)を破壊せんと欲するの徒は、取も直さず其無限の犠牲を以て造られたる光榮ある建築物(帝國の統一)を損害するものなり」と。

第八章 新局面並に結論

本著に描き出さんと試みし獨逸國民活動の情況は、比公退隱の時を以て筆を擱むべし。各章に述べ來りし所、今一々終結の論斷を下し難きにより、唯比公の經營せし所と、其職を去りし時、後任者に遺せし所とを比較するに止めんのみ。何となれば比公時代に明白なりし記録所の文書は、其退隱以後、忽然形影枯槁の狀を呈し、加るに之を秘密裡中に葬り去り、公の免職と共に多年其天下に及ぼす影響を封鎖湮滅したればなり。ボツジengel氏の重要なる諸記事は、本著往々引用せし所なるが、若し氏にして記録所の文書を涉覽するの許可を得しならんには、其利益を與るもの、尙當に大なりしなるべし、惜哉有司之を藏して許さざりき、ジール氏が、其浩翰なる歴史獨逸史を撰述するにも同様の運命に接したり。此兩著者は實に比公に對し多少讚辭を呈するの情緒禁ずる能はざりしなるべし。恐らく新局面は畢竟世間をして、噴々公の

功績を稱揚せしむる爲めに、記録所の封鎖を解きしならむ。然れども公が天下に施したる事業の知れ渡りし後成るべく其秘密の漏泄するなからん事は、新人物「新局面」に當れる人々の力めし所にして、又彼等が胸裡に畫ける利益を來たすものなりしに見へぬ。而も尙知れ渡りし事項は、當時自ら評價判定の一尺度即ち「比公時代」と當時とを比較するの尺度たるの價ありたり。

此尺度の正確なるは、皇帝並に新宰相が比公退隱後の彼等第一回の宣言に於て、帝國政治の方針は従前の如しと熱心に斷言せしに徴して愈、顯著なるを覺ゆ。されば皇帝は既にワイマル大公に向ても感動せる電報(前章の末段に述べり)を發し給ひ、爾後機會ある毎に當時に於ける危機一發の狀を公言せられたり。カプリファイ亦其帝國宰相並に普魯西内閣議長として、帝國議會及び普國議會に於る演説に皇帝と同様なる意向を述べぬ。想ふに此の如き準繩は實に自ら生ぜざるを得ざるべし、何となれば天下未だ曾て富有なる一公爵として比公の如く

舊方針遵奉
の約束

強勢堅固の遺産を其相續者に與へしものならず、一政治家として比公の如く秩序整然、無限の價値ある重大の資財を、其後任者に與へしものならず、又一宰相として、比公の如く、統御道に合ひ、敵味方共に、其國威國光を景仰するの邦家を其王位繼承者に授けしものあらざるを以てなり。古語に所謂「國家守成の道は創業と其軌一のみ」とあるは、又フォンカプリファイ君をして其然るを感せしめしのみならず、更に好訓戒の想あらしめたり、是を以て同君は千八百九十年四月十五日を以て普國議會に於る其第一回演説に、實に左の如き意見を自白しぬ。

「余は、從來政治上の事件に門外漢なりしに由り、今此く大任に當るも、今日に至るまで唯大綱を總攬する事さへ敢て當る能はざる感あり、然れども、不肖を顧みず此く大膽に余の新職務を奉せし以上は、苟かに希ふ、他日余の有名なる前任者に及ぶ能はざるも、尙ほ周到なる方策に由て此地方(普國)の幸福を來たす様事務を處理するに至らん事を。」

新宰相は彼をして、既に一ヶ月を経て、唯大綱を總攬する事さへ敢て當らざる」とせる大任を、大膽に引き受くるに至らしめし所の「他日」とは、果して如何に意味するかを、爾後引續き説明せり。即ち話頭を進めて左の如く述べぬ。

「余は觀破せり、比公の目覺しき協力に由り起工したる建築物は、極めて鞏固に企畫建立せられしかば、公の助力なきも風雨に耐ふるものなるを。余は吾輩聖なる青年皇帝の諸臣が、此家屋の脱漏を補ひ、虚隙を充たすに足る才能あらん事を天神の特別なる仁恵に待てり、彼等諸臣は方針依然舊の如しとの聖勅を拜讀せしならむ。」

此の如き重大なる遺産は、實に財産目録の控訴權なくして占有せられたり。而して若し新局面にして此約束に應じ常に舊方針に依るとせんか、獨逸國政は隨て、失策に陥るなかるべし。然れども、此く舊方針を固持し行くの器械的事業と雖、尙殊に言ふを要せざる善意志に加るに、必需なる力量及び才幹を要す。此等の要素果して存在せしやを知

新局面の結果

新局面の外

千八百九十年に於ける英國との條約

るには、唯結果に由て證するの外なし。此故に、吾人は如何なる結果を新局面が生せしかを察すべし、乞ふ、先づ外交政策に就て之を檢せん。此等結果の第一は、東部亞非加に於る獨逸の利益範圍を區劃する爲め、締結せられたる獨英間の條約にして、帝國官報は、之を千八百九十年六月十七日を以て公表し、又七月一日に於て正式に其決定せしを報せり。獨逸國は是に由てウキツ、ウガンダ及びサンジバル島を英國に與へ、之に對して湖沼地方よりヘルゴランド島に至る東部亞非利加大陸の直轄權を得たり。一般の守備兵設置并にヘルゴランドに於る獨逸徵稅權の施行は、一時期限の猶豫を協定せられ、其住民も一定時間中は英國の國籍に屬し得るの權利を保障せられ、以て其去就を決せしむ。此條約は獨逸國內に於て恐慌を惹起し、議論沸騰、七月二十九日の帝國官報を以て、此條約締結に關する原因の公布ありしも、毫も物情を制する能はざりき。宇内各國と雖も、亦獨逸國が此條約に由り非常なる程度を以て、自家を欺き、且つ獨逸殖民政策に對するカプリライの退讓

的態度に由り、又之を怪むことなきものと感じたり、而も尙新宰相は千八百九十一年十一月二十七日に於て、帝國議會に謂て曰く、若し吾人にして、全亞非利加を彼に贈與したらんには、誠によ々敷吾人の不始末なるべし。今回の處置(條約一件)吾人竊かに以て遺憾なしとせりと。翻りて、亞非利加に於る他の獨逸領に於て英國に對する道理ある獨逸の故障を顧みれば、未だ曾て今回英國の鎖々たる苦情が、獨逸の寛大なる讓歩に由て、解釋されし如きものあらず。此等の「異點」故障即ち獨逸に對する因却の事情にして、例へば獨逸汽船「テイヤ」號捕獲に對する請求、ワルフェインシュ海の境界區畫、英國ニゲル(川)會社に對する請求等の如しは、たとひ條約の明文には兩國互に意見の衝突あるべからざるを確定せしと雖も、兩國間に尙一層の友誼的協商を來たす能はざりき。比公亦獨逸の沸騰せる輿論に同情を表して止まず。自ら謂へり、余の如きは此の如き條約を締結するものにあらず。英國は此條約に由て其の利益を擔保し得たりとして疑はざるなり、而して其の占め得たる

殖民地に於ける獨逸の失敗

サンジバル史丹職保護權は、余の喜ばざる所とす。何となれば、同地に於ける通商及勢力の四分の三は、獨逸人の掌握する所にして、獨逸國自身に之れを占有せんと欲するを以てなり。抑もサンジバルは、東部亞非利加沿岸に於る最重要の地なりと雖、ヘルゴランドに至ては其價値の有無さへ疑なき能はず。之(ヘルゴランド島)を回復せしは、由來獨逸の愛國者殊に皇帝の希望なりしも、此島は元尙低廉に取得するを得しならん。一旦戦争あらんか、ヘルゴランドも防守堅固ならずんば、誠に危険なるに至るべし。何となれば、從來排除せられし佛國艦隊來て此に碇泊し、石炭を搭載すべければなり。此條約に對する獨逸國の不平に加るに、殖民地に於ける獨逸の失敗踵を接して來り、非常なる窮狀を呈しぬ。此等の失敗は、其罪獨逸殖民政策の冷淡なる(即ち柔軟なる)處置に歸せざるを得ず、決して獨逸諸新聞の喋々する如く、ゾーデン氏流義を責むべからざるなり。何となれば、所謂「ゾーデン氏流義」とは實際存在するものならず、ゾーデン君は、唯我

殖民處分の流義よりして彼に命せし所を施行せしのみなるを以てなり。前陳獨英條約の直接なる結果とすべきものは、千八百九十年九月十六日ウキツに於ける一獨逸人の殺戮なりとす。彼は其伴侶と英國人より刺激されたるウキツの史丹及び土人の敵對に、赤手當る能はず、空しく屈服したりし者なり。然れども、不始末なる獨逸殖民方策上の處分、即ち元來微弱なりし、我東部亞非利加守護軍隊を更に分て警察隊及守護兵とせしより生ぜし悲むべき結果は、ヤリマンデヤロに於ける首長メリ、タボラに於ける首長シケ等の如く慄悍なるツヘヘ（回々教中の者）に對する戰鬪に際し、蒙れる獨逸人の大敗北なりとす。即ち千八百九十一年八月十七日に於て、中尉フォン、チエルクスキの率ゐし遠征軍は、ツヘヘに襲撃せられ、主將（中尉）及び軍隊の過半は殘殺に遭ひぬ。又千八百九十二年六月十日キリマンデヤロのモチド地方に於ける、メリとの戰鬪もフォン、ピロウの遠征軍大に利を失へり。此役には英國宣教師等又關與したりき。彼等宣教師が此地を退き、ライプツヒ（リプツヒ）傳道會社の

獨逸宣教師代り來りし事は、此事件に於る唯一の好結果として、僅かに慰むべきものとす。然れども、此敗北か土人に與へし影響は、我ズル軍隊退去に由て、トするを得べし。遂にフォン、ゾーデン君も、其東部亞非利加の地位を棄て去りぬ。是れ彼が非常なる帝國の抑損方策に出てたる伯林の殖民處分上の「流義」と爭ふ能はざるを、自知せしに由れり。抑損は、自主自尊の謂にあらす。何となれば我西部亞非利加保護領域に於て、將來曝露し來るべき失策は、吾人の知る如く實に此抑損政策の賜なりしを以てなり。又此際トゴ及びカメルン地方に於ても、佛人來て我保護領の背後に控へる、寧ろ我部署に屬すべき廣大の區域を守備し、少くとも占有したり。カメルンの南方背地を、我所有として警固せん爲め、發したる大尉フォン、グラフィン、ロイツは、プエアに於ける暴動に際し、勇ましき戦死を遂げぬ。帝國裁判所は、反覆議論の末、無益の手段を以て、試みたる此の如き所業を、懲らすべきものなりと決定したり。然れども政府の政策は、常に此問題を是認して、又疑ふなし。

皇帝魯國皇室を訪はる

吾人は、歐洲に於る獨逸外交政策上、我皇帝が比公退職後、ペテルスブルグ及び維納の朝廷に對し、親しく好意を致し、以て舊來の好干繋を維持せんと力めしを認めり。千八百九十年十月一日を以て、皇帝の訪問せし維納に於ては、事容易なるを得、其訪問たる、一の凱旋式の觀ありき。然れども、之に反して他方に於て、皇帝が千八百九十年八月十七日乃至二十三日の間に、魯西亞皇室を訪問せし景況に就ては、無關係なる新聞紙上、實際其前者と趣を異にせるを報したり。即ち維納政治通信及び漢堡通信者は、昨日に於ける皇帝の訪問が、單に儀式的性質を帯びたる冷遇を蒙りし事を報道しぬ。而して獨り新局面のみならず、此部分にも滿腹の同情を表せる。普魯西年鑑プロシヤ年鑑と雖、尙且つ獨逸皇帝の魯國朝廷に於る待遇を記して、冷淡及形式的なりとし、訪問を以て、不愉快にして、無用なるものとせり。シニールテス歐洲史鑑、千八百九十年百四十九頁百五十頁、然れども、此記錄中、尙進んで、此訪問は元來獨逸魯西亞間の對抗を皇帝相互の箇人的會合に由て融和せんとする比公の政策の遺産な

るのみと附記せるに及んで、漢堡新報は比公が果して其在職中、此の如き訪問を工夫せしかの證明を請求したり。御用新聞及び半御用新聞一般、亦ナルワに於ける兩皇帝の會合に就き、全く失策に終り、又一の注意を要せざるものとし、不快なる報道を與へざるを得ざりき。然れども、爾後の事件は吾人をして、如何なる理解が最も信に近きやを認知せしむるなるべし。實際比公の退職と共に、露西亞との電線は斷絶せられたるの觀あり。比公が露西亞に於て贏ち得たる、箇人的勢力及び信用は、公の後任者の有せざる所。されば此の如き以て露西亞政策上に影響を及ぼすに足るべき原素の、現今の獨逸に見るべからざる事は比公退職後歐洲の政治局面に生ずべき變化を示すものと謂ふべし。之に加るに、爾餘の情態、就中普魯西の波蘭土政略に於る變化起れり、之に關する詳細は新局面の内治を説く際に譲らん……ポーゼンに於る波蘭土人に對する政策は、從來我政府が露西亞に信用せられし所以なりしに、今や信用衰へ、我勢力亦伸る能はざるに至りぬ。千八百九十二年

英國に對する
屈從

六月二十四日の北佛蘭西新聞參照)

然れども英國に對する新局面の屈從せる態度は、又實に露西亞の感情を害し、自ら我を疎外するに至らしめしものあり。曾て報道せし如く、ウキルヘルム皇帝は、其第一回のペテルスブルグ訪問に於て、既に自ら該訪問に伴ひ生ずべしと期せし結果を得る能はざりしを経験せり。比公と依然干繋を有せる西獨逸普通新聞は、千八百九十二年六月二十六日の紙上に於て、比公が、フリードリヒスルウに於る一賓客に語りし所を報せり(シユールテス歐洲史鑑一一〇頁)。

皇帝は信せられたり、自家の箇人的好意に由て世人の曰ふが如く露西亞人を政治的に融和し得べき事を。而れども、其間に斡旋すべき媒介者(獨逸當局)は、既にペテルスブルグに於て、露皇の左右が、獨皇に關し、此訪問よりして何等政治的結果を得るなかるべしと評せる事を、皇帝に通ずる能はざりし程に多忙なりしと見ゆ。此状態よりして考れば、皇帝向後の英國訪問は、曩きの亞非利加條約と共に、露西

亞に對する反抗の徵候と思はるべし、況んや普魯西の將に採らんとする波蘭土人懐柔政策は、彼の激昂を促すべきに於てをや。

既に露西亞に悪感情を惹起せしめたる千八百九十年七月一日に於る獨英條約の全く皇帝の方寸に出でし事は、宰相フォン、カプリフィーが、既に千八百九十一年二月五日を以て、帝國議會に公言せし所なり。故に此間の消息、直にペテルスブルクに知れ渡りぬ。然るに、今や又新局面が英國に屈從する態度の明白重大なる證據に接したり。即ち千八百九十一年六月二十九日、皇帝が將に和蘭王室を、アムステルダムに訪ひ、次に進んで英國に赴かれんとする爲め、漢堡よりヘルゴランドに航行の際、一人士に語らるゝに、伊太利との條約締結に由り、三國同盟は、尙六年間延期するに決せる事を以てせられたり。抑々當時外國に於る非獨逸新聞上にては、比公及びチヌツァの外、千八百九十年の年頭(正月三十一日)に至り、意大利に於ける獨逸並に三國同盟の無二の親友クリスビーも、亦瑣々たる財政問題の爲め、其職を辭し、意大利に於る非獨逸黨

派の後援に依りたるルヂニ代り任せしを以て、三國同盟既に破裂せりとし、安塔慶賀の情を呈したりき。然るに意外にも、三國同盟は更に再興の運に向ふ事となり、ウキルヘルム皇帝は、今や七月十日に催ふされし倫敦市長のギルドホール朝餐會上に於て、來賓一同に語られし演說中、下の如き一節ありたり。朕は朕の力のあらん限り、自由並に正理の保護に向て屢々協力し行きたる此兩國民間の歴史的友情を擔保して止まざるべし。爾後二日を経て皇帝は皇后と相携へ、當時の英國外務大臣サリスバリー侯を、ハットフィールドに訪問せられたり。外務大臣フオン、マルシヤル亦皇帝に扈從し行けり。而して新聞紙上の争ふべからざる報道に據れば、同訪問の結果として三國同盟と英國と利害を等ふせる旨を確定せし覺書調製せられたるに見へぬ(シユールテス歐洲史鑑千八百九十一年、一〇二頁)。

佛蘭西に於ては、既に此年(一八八九)の初に於て、獨逸憎惡の氣焰高まりたり。即ち美術熱心なるフリードリッヒ皇后(即獨逸皇太后)の保護に依り企

佛蘭西巴里
に於ける獨
逸皇太后

られし伯林なる萬國美術大展覽會に、佛國美術家の入會を勸誘せん爲め、皇太后親ら、マルガレテ内親王を伴ひ、二月十八日を以て巴里に旅行せられしに、當初佛國首府の新聞並に人民は、皆此尊貴なる夫人に多少の同情を呈せしと雖も、愛國派及びブーランゼー黨の教唆に由り、形勢頓に變し、佛人固有の尙武的尊大心(一)に驅られ、呼て曰く、彼の女は其夫か砲撃せし巴里の故墟見物に來りしのみと。皇太后に對する憤激の鋒、此の如く破裂せしかば、其二月二十七日椿事なくして、巴里より歸られたるを聽取するに及て、人々初めて安塔の思を爲しぬ。蓋し此く無事なりしは、皇太后か、殊に異なる停車場に赴かれ、豫定時間よりも早く乗車せられたりしに由れり。此の如き佛人の亡狀に對し、獨逸は、即日、エルザス・ロートリンゲンの佛國々境に於ける旅行規則、及び通行禁止條例勵行の再演を以て酬ひたり。

世人當に想像すべし、三國同盟の繼續、及び英國に於る皇帝訪問の詳報は、佛國の尙武的尊大心を怒らしめ、遂に之を驅て魯西亞と接近する

に至らしむるものなるを。露西亞の顯著なる優遇、即ち大統領カルノ
一三月二十五日及び大臣フレシネー並にリボー(五月廿三日)に高貴な
る露國勳章を贈與せし事は、明かに露西亞亦此接近を挑めるを看取す
べきなり。然れども、更に此對三國同盟の第三者たる仲間加はれり、是
れ羅馬法王なりとす、即ち法王は、カルヂナル、ラウキゲリーの前例に倣
ひ、佛蘭西に於ける各僧正、各舊教徒、及び各君主黨一般に、其國力及同盟
力を強盛ならしむる爲め、共和政府を是認すべき命令を下せり。ボナ
バルテ黨(即ちナポレオン系)は、三月一日を以て、法王の尙一層の勸誘を
待たずして、之に従ひ、又佛蘭西牧師(エписコパイト)の配下及僧侶(クレルク)も、ナント僧正フレ
ツペが、羅馬に赴き法王に見へ、カルヂナル、ラウキゲリーの政策に反對
なる意見を呈して効なく、二月中旬を以て、寺院は共和國體とも和合す
べしとの法王の訓令を齎らし歸るに及て、同意するに至れり。法王領
の外交事件に通せる巴里の「フィガロ」新聞は、爾後千八百九十二年七月に
至て、法王が佛國諸黨派の關係を鞏固にし、以て羅馬教の長女(佛國)を分

派(希臘)なる露西亞帝國の有力なる同盟者たらしむる爲め、佛露和合の
發生上に、非常なる老練並に成績を以て、親ら協力し行きし事の確實な
るを發表しぬ。其他、尙英國外務次官フェルガスン氏か、千八百九十
一年五月下院に於て、英伊兩國間には何等の條約なきも和合する所あり、
之に由て伊太利は、海上により佛國の襲撃を受る場合に、英國艦隊に
由て其沿岸、及び商業の保護を無難ならしむるを得んと演説せし件は、
前述の露佛接近を促がせし觀あり。伊太利か英國より這般の救援を
待ち設けしは、實に信するに足れり、何となれば、フェルガスン氏は、尙附
言して、地中海上に於ける英國の利益たる、意大利と同じく佛蘭西と反
對せりと述べしを以てなり。

今や又、千八百九十一年六月、フィウメ港、匈牙利に屬すに投錨せし英國
の分艦隊か、皇帝(澳太利)、(牙利)、(皇) フランツ・ヨーゼフの訪問を辱ふし、非常なる光
榮を以て陛下を饗せし時に當り、佛蘭西も、亦其對抗運動として、佛國艦
隊のクロンスタット訪問を報せり。此訪問は、七月二十八日に屬し、海軍

露佛の干渉

大將ゼルウエーの率ゐし佛國分艦隊は、無上の優遇を享けたり。即ち朝廷、貴顯社會、陸軍艦隊、交々佛國賓客を待ち、十四日の間饗宴訪問止む時なく、遂に一行を莫斯科府に招くに至りぬ。既にクロンスタットに於ては、露皇次の如き電文を大統領カルノー氏に贈くれり。

「勇まじき佛國艦隊のクロンスタットに遠來せるは、實に佛國が露國と一致せる(Qui tient la France à la Russie)深き同情の新徴候なり。是に於て、巴里の人種は、如何に佛國及露國(La France et la Russie)か連合せしかを感じたり。現に莫斯科にては、大將ゼルウエー公宴の席上、佛蘭西は、不幸に鑑み其勢力を養へり、今や一大帝國との一致親睦に由て、勇氣殊に振ふ前途洵に多望なり」と述べり。次に陸軍大將チエルナシウ之に答へて曰く、「卿等の國民は相戒めり、市民戈を執れ」(Bürger, zu den waffen!)と我國民も亦然り、吾人は西ワイヒゼル(英語ウヰスチエミヤ)より東加牟索加(ウヰスチエミヤ)に至るまで、我軍隊を編成するを得。余は茲に盃を舉げ武士的國民の壽を爲す。文明世界の首府たる巴里萬歳」

前述の状況に加るに、ペテル宮廷に於ける宴會の際、佛國賓客を祝せん爲め、露西亞嚴禁の「マルセーユ」を奏せしめ、彼等又之を聴取し、優待懇遇限りなかりしと雖も、露皇自身は、更に進で施設するの意を有せざるなり。佛國に於ては、優遇の詳報に接して、歡喜限りなく、又他を顧みず。共和國を舉げて、全露西亞獨裁君主の脚下に跪けり。クロンスタットに於て、正式に同盟條約の締結せられし事は、初め全佛國新聞の疑はざりし所にして、皆謂らく二にして、一にして、二なるの觀あらんと。然れども、露皇がクロンスタットよりカルノーに發せられし電文は、其本來の意味と、巴里的の解釋と、吾人をして、自ら此親睦(恐らく抗拒の場合も亦)に對する露西亞及佛蘭西の理解上、異同あるを認めしむ、而して爾後發表せられし事實は、此想像の當れるを證するが如し。兩國間に記述せられし同盟條約は、今に至るも尙出現せず。若し同條約にして、實際成立し居らんか、爾後數度の佛國內閣更迭及び千八百九十三年八月に於ける佛國代議士總選舉の際に由り、多少其微光を漏さるの理あら

んや。何となれば此の如き好都合の條約は佛國に於て之に關せる各人士をして、頗る若くは立身の際に揚言して得々たらしむべきものなればなり。然れども當時或は爾後クロンスタット若くは他所に於て、獨り口約を存せしのみならんには、彼等兩國は戰時に於て相互に充分依頼する能はず、唯佛蘭西が露國と一致せしとのクロンスタット發露皇の電文に相應するのみ、決して佛蘭西及露國が互に堅く盟約するの意にあらざるなり。比公は佛國と和同したる露西亞の立脚點に關し、既に其知悉せる兩國の國民及び其經營の性質を斟酌考察する所ありぬ。以爲らく、若し佛國にして、獨逸に攻撃せらるゝならんか、露國は其許す限り彼を助くるなるべし、然れども露國獨逸に撃たれ、若くは獨逸を攻めん時には、佛國は必ず彼を救ふと、又疑を容れざるなり。其他佛國は露西亞の友誼なるものが、強き金屬上の加味を有せるを経験するなるべし。是れ他なし、クロンスタットに於て、有頂天となりし後、未だ幾何ならずして、魯西亞の大藏大臣は、一億の借金を巴里に申出せしを以てな

り。大に感激せる佛國は、容易に其七倍半なる金額を貸與しぬ、而れども、恐るべき露西亞の困難に由り、方針を一變せしめし條款を取り去らざるを得ざるに及ばず、前の金額は空しく露西亞に呈せし罰金と同一のみ。露國大藏大臣は、此瓦解を防ぐ爲め、其借金の二億万圓を返済するを決定せしなるべし。

前述の事件は、其淺薄なる經營と、露西亞の不正直なるに由て新局面に於る獨露政策の失敗を緩ふするの傾向ありと雖、尙獨逸國をして露西亞が佛國と畏るべき接近をなせしを認知せざるを得ざらしむ、是れ實に比公時代に存せざりし現象なりとす。

新局面は、更に新失策を演せり、即ち千八百九十一年に於て、通商條約上依然改るなかりし處置なりとす。舊來の通商並に保護條約の多分は、千八百九十二年に至り廢棄されしが、中に就き、七十年間の久しき、全歐洲諸國に行はれ居りし保護關稅政策は、最重大なる決斷を要せり。千八百九十一年、三國同盟の繼續に先づ頗る久しき時に當り、獨逸國は

通商條約上
に於ける失
敗

第一着に澳太利と新通商條約の締結を協議し、爾後漸々之れを伊太利、瑞西、白耳義、ルーマニヤ、西班牙等に及さんと欲しぬ。獨逸政府の執りし此方針は、各國に生じ來れる關稅廢止主義に代るに、相當の保護關稅を有する通商條約を結ぶに在るを以て、頗る稱するに足るものあり。然るに未だ之を果すに及ばずして、到る處、關稅戰爭起れり、カプリツィ氏は殊に此爭論の或は同盟三國の政治的疎隔を來たすなきやを危めり、既に純粹なる經濟問題と政治問題との此の如き混合は、自ら商議上に於ける獨逸の地位を弱めたり。獨逸の辨理委員は、當時少くも、澳太利、匈牙利に於て感せる此政治的必要は、伯林に於ける如く、頗る大なるものありしを想像せしなるべし。前首相の新機關「漢堡新報」は、既に千八百九十一年二月五日の紙上を以て、痛切に之を論ずる所ありたり。

「澳太利、匈牙利が通商政策上に執れる態度は、從來兩國の相互關係に適合したる情況と反對せるものにして、甚き急變と謂ふべきなり。澳太利は、最早懇請すべき部分に屬せずして、保證されし部分なり、而

して、其好意を維持し行くに、犠牲を與ふべきものとす。殊に亞非利加が英國となしたる和談は、則るべき先例とすべく、又外國を勵まし、從來憚りたりし請求を敢てせしむるに足れり、何となれば、獨逸政策は、獨立無限、何等の顧慮躊躇を要せず、唯獨逸の利益を標準とし、自家の勢力に相當する強硬の手段に由て、始終健全なる尊敬を保持し行くに在るのみなればなり」(ショールテス「歐洲史鑑」三四一頁)

爾後、更に不適任なる獨逸代表者が、此重要なる條約談判の衝に當るに至れり。比公すら、猶千八百九十二年六月二十四日維納に於て、此人物に關し、謂て曰く、余は澳太利が我辨理委員全權大使を指すの無力無能なるを、自家の利益に利用するあるも、毫も怪まざるなり。辭職以後、萬事變化すべきを以て、余が曩に暗黒なる地位に置きし此等の人々が、前面に顯れ、樞機に與るに至るの結果を生じぬと。吾人は此等新外交官の學校に對し、實に高貴なる授業料を拂ひたり、何となれば、澳太利との通商條約は、意太利及び瑞西に於けると同じく、我獨逸農業派の豫言

(即ち穀物關稅を三馬克五十片に減額するは、獨逸の農業を零落せしむる事)を實行せざりし曉きに於て、言ふ迄もなく非常なる損害を我に及ぼすものなればなり。條約諸國の貧困なる状態は、獨逸國が此等諸國の輸出條例に擔保せし種々重要な輕減に由り、何等の利益を生せざるべし。漢堡新報は、千八百九十一年二月五日を以て、新局面の仕打を論じて曰く、疑もなく當局者は好結果を希ひしに、相違なかるべし、然れども、白銅にだも、値せざる結果に對して、其の二十倍以上の金貨を拂へり。皇帝は當時此非難に對し、男爵フォン・マンントイフェル、并にフォン・ヘルドルフの二氏が、保守派機關たる、獨逸日報紙上に於て、忠實なる抗論を試みしを、公然感謝せられたり。今や千八百九十一年十二月十八日、帝國議會が、澳太利、匈牙利、意大利及び白耳義との通商條約を協賛せしに及び、皇帝は主相フォン・カプリファイを賞し、伯爵に陞叙せられた、之に反してフォン・リムブルク・ステルム伯は、十字新聞紙上、此條約に反對なる意見を述べしを以て、懲戒的に其恩給金を奪はれたり。瑞西

どの條約、亦久しからずして協賛を経ぬ。帝國議會に於て此條約が贏ち得たりし大多數(四十八票に對する二百四十三)は、自ら該條約が、全體に採用せらるべきか、或は排斥せらるべきかを示すものなるを以て、獨逸の失點を改良する事、望むべきにわらず、又此大多數は該條約が成立せざりしならんか、千八百九十二年の劈頭より、一般の關稅戰爭生じたりし事、及び該條約が、相當なる條約上の保護關稅を確定せし爲め、原則的に正理に合する事、並に該條約が、結局、獨逸實業及び農業上、向ふ十二年間、條約諸國に其物産を販賣する爲め、平和と安寧とを供給するものなる事を示せり。想ふに皇帝が十二月十八日、テルトウに於て、該條約に關し、此事業は、今世及後世に於ける最重要なる歴史的事件の一たるべしと述べられし判定は、皇帝の外、恐らく一人として之を首肯するものなかるべし。

然れども、更に拙劣の觀あるは、西班牙及び露西亞との通商條約商議に於ける獨逸の政治的技術なりとす。西班牙との條約は、種々の故障

西班牙及び
露西亞との
商議

の爲め、延期六回の後、千八百九十三年の夏に至り、始めて締結され、獨逸は不利なる條件の下に立てり。該國西班牙に對しては、俄爾たる瑞西と雖も、獨逸よりも尙迅速便利に此目的を達しぬ、されば、マドワットに於ける瑞西の代表者、舊聯邦議長ウエルチ氏は、獨逸代表者の贏ち得たりし結果の、何が故に、此の如く僅少なるやを大に訝れり。知らずや、マドワットに於ても同地の事情に精通せる老練の大使フオン、スツム氏は、是より先き千八百九十二年を以て、新人物に其席を譲らざるを得ざりしを。

露國との干
繋

露國との商議は、徹頭徹尾不利に屬し、遂に千八百九十三年八月一日に至り、關稅戰爭の破裂となりぬ。此現象たる、實に比公の後任者が、獨逸と露國との干繋は、今猶依然、前首相時代に異なるなしと、主張せしを打破するものなり。露皇は、曾て千八百九十一年に當り、其家族と共に一たび伯林を通過し、一たびダンチヒを通過せられしも、何等の訪問を試みられざりき。獨逸皇帝のナルワに於ける訪問以來、廿一ヶ月を経

し頃、即ち千八百九十二年六月七日を以て、露皇はキールに、簡單なる十時間の答禮的訪問を企てられ、同處に於て、兩國皇帝互に愉快なる祝盃を傾けられしが、露皇は殊にフリードリッヒスルウに住せる比公に、露國皇帝の祝意を傳へん事を、ワルデルゼー伯に依頼せられぬ。之と同時に露西亞官報は、露皇がウキルヘルム皇帝の訪問に對する答禮は、佛國の感情を害するを以て、今日漸く果すを得たりと報せり。總て以上に述る如き景況、及新任露國大藏大臣ウキッタ氏の政治意見は、共に獨逸通商條約の協議に有望なる徵候を呈せざりき。形勢此の如きに拘はらず、今や既に公然獨逸間に、此協議の幕を開きしも、其破裂して關稅戰爭となりしに至る迄、該協議に處する獨逸の態度が、獨逸國は露西亞穀物に依らざるを得ざるを以て、露西亞の要求を容れざるべからずとの想像を、露人の胸裡より拂ひ去りたらんには、談判破裂を避くるの容易なりし事の斷案を拒むを得ざりしなるべし。想ふに此商議成らず、遂に關稅戰爭の破裂となりし後、三週間は、争ふべからざる統計上の數字に由

り、露西亞の貴顯社會に至る迄、獨逸國が露西亞の裸麥なきも、生存し行くを得るのみならず、露西亞自身も此關稅戰爭の爲め、全體の經濟上、不利益を來すものなるを觀破せしと同く、談判破裂以前も、亦露西亞は、此種の觀破を爲し、此破裂に由て今述べし如き、兩者共に拂ふべき高價なる罰金損害なきを得しならん、惜哉、我當局者此間に處する能はざらん。」

新局面の羅馬に對する態度も、亦奇異にして稱賛すべきに非ず。既に普國の内治立法に於ける、調和政策の範圍上、後來說く如く、新教的獨逸國の多數が肯せざりし讓歩を、法王領並に中央黨に爲せしの後、中央黨は非政府的舉動、法王領は、非獨逸的露佛政策を、共に銳意遂行する事となれり。殊に法王は、千八百九十二年に至り、佛蘭西と一致合同する爲め、共和國と調和せん事を、佛蘭西内の僧正、僧侶、舊教徒、及君主黨に懇せしに、前年に於けるよりも一層効果ありたり。即ち法王は佛蘭西に於るカーヂナル大僧正の條件的同意を得、且自家の干涉に依て佛蘭西王黨の分裂を來し、其大部は、再集合して保守的共和國を形成し、一部

羅馬に對する
情態

はドブルチュール侯の如く、全く政界を退き、他の一部は徹頭徹尾從來の君主主義を固守するに至りたり。然れども其最も注意すべく、且つ獨逸佛蘭西を論せず、一獨立國民に對せる法王の干涉中、最も忍ぶべからざるものは、法王職が、宗教上のみならず、又世俗的事件に關しても、各國民及び國家に命令を發する法王の虛託的權利を是認せし事實なりとす。比公の在職中は、法王職の此の如き態度を忽緒に附するなく、信倚すへき熟練なる普國の代表者フォン・シロエチル氏をして、法王の座邊に派出し、威力的監視を加へしめり。然れども、新局面は此外交家を召還し、代るに無能無力の人を以てしぬ、爾後法王領の態度は自ら揚々、法王座邊の政治家連の如き、千八百九十三年に於ける獨逸皇帝の羅馬行幸に際し、非常の尊敬を受け、法王の僧官五十年祭に就ても、普國陸軍大將フォン・ロエ氏は、獨逸國民の名に於て、祝辭を法王に呈したり。此の如きに關せず、當時法王は皇帝の祝辭朗讀に對し、侍従をして其答辭を代讀せしめ、且つ皇帝と面會せざらん爲め、普國の最高勳章を佩へるカーヂ

新局面の内
治社會黨法に
對する調和
策

ナル大臣ラムボラをして、其病氣の由を辯せしめり。吾人をして、更に轉して新局面の内治を察せしめんか、社會黨法の廢棄に附隨したりし希望は、第一着に瓦解せしを思はざるべからず。世人皆此廢棄に由て社會民權黨を調和せしめ、其正理にして祖國的なる根底に立ち、自ら傳播を妨ぐるに至らんを期せり。然れども、世人宜しく、此想像の全然虚妄なるを知悉せん爲め、社會黨法の消滅以來、抑制せられし黨議の演説及び決定を追讀すべきなり。即ち千八百九十年十月、ハルレに於ける社會民權黨の人氣は、比公及社會黨法を排斥したりしを高言し、法律、秩序、祖國及び信仰等に皮肉なる侮蔑を加へり。千八百九十一年十月、エルフルトに於ては、佛蘭西革命當時に各過激派か歡迎する如き新黨議の採用を見たり。千八百九十一年八月、ブルユッセルに催ふせし萬國會議に於て、ベベルは、現今の社會に於て労働者の情態を改善するに力ひべしとの動議に對し、眞正の社會民權黨は唯市民社會を除き去るの目的あるのみとの信仰を以て、争ふ所ありぬ。之を

同じく、リーブクネヒト及び其黨與も、愛國心を以て、笑ふべき薄弱の業なりと論じ、且つ獨逸國の戰爭に際しても、若し獨逸國が該戰爭を計畫せしを看破したらんには、彼及其黨與は、出軍義務なかりしものと曰へり。社會民權黨領袖は、リーブクネヒトの如く、其鋭敏なる、千八百七十年の獨佛戰爭を以て、獨逸が計畫せしものなりと思惟する程なりしに由り、其黨與をして隨意に其愛慕せる佛蘭西人に背馳する如き、悲むべき現象を呈せしむる事なかるべし。又千八百九十二年九月、マルセイユに開ける萬國労働者會議に於て、リーブクネヒト及び黨與は、其眞面目を發揮したり。是れ、獨逸社會民權黨の總理(即ちリーブク)は、伯林に於ける機關新聞「進め紙」上に於ては、同黨を脱逸せし不平の青年、及び獨立強情の輩が、幸福を來たすの策、獨り革命あるのみと爲せるを忌み、目して秘密探偵なりと呼びしも、當地に來ては、却て殺氣紛々たる革命に、活氣ある讚美歌を奏せるを以てなり。而して獨逸國に於ては、其黨與が戰爭に際し、獨逸祖國の爲め、身命を抛ち、勇往感奮、猶佛國市民の如

社會黨寸毫
も面目を改
むるなし

くなるを保證する此真理の友をして、マルセーユに於ては、彼及黨與舉て惡むべき獨逸人に變じ、祖國なる辭を忌で直に復古的意味なりとするに至れり。彼等は、毫も祖國及國民を解せざるの徒なり、彼等の眼中、唯千八百七十年、七十一年に於けるエルザス・ロートリンゲンの合併に對して抗論し、及び今尙抗論しつゝ、ある卑賤なる萬國大革命軍あるを知るのみ。リーブクネヒトは前述の言論に由て、佛蘭西尙武尊大派の抱合歡迎する所となりしも、彼の稱揚せる佛國共和政府は、却て、彼をザンフ境上に遠けたり。ベスカラ會てマルセーユに於て叫で曰く、地獄に於て晚餐を食ひ盡さんとする人々は、隨意に荒れ廻ればよと。佛國共和政府は、リーブクネヒトの言論を以て、危險極まる半夜の鐘聲と見做し、爲めに此獨逸過激黨の首魁を國外に逐ひしかば、彼は更に他地方に向て食ひ荒らすに至れり。然れども獨逸政府は、毫も彼を制するなかりしを以て、其過激なる公開演説は、社會の秩序及び獨逸國民の良心と兩立し行くを得たり。リーブクネヒトは、一方に於て此の如き政府

の寛大に向て、進め紙上感謝の意を表し、他方には、千八百九十三年の初めに際し、同新聞がウエルフ派資本よりの出金に對する領收證百箇を所有し、此に由て獨逸に於ける無數の官人に收賄せしめし事を主張して憚らざりき。但し、進め新聞は、世間徳義上の請求ありしに關せず、其氏名を擧ぐるなかりき。

然れども所謂領收證の起源及び性質に就き、此發表^{主張}以前、既に久しく公然確知せられし事實は、公平の觀察者をして、自ら彼(リーブクネヒト)が鹵莽なる虚言を構ふるものなるを思はしめぬ。是に於てか國民的新聞は、此詭計に關して、最後の斷案を下し、是れ最卑賤なる詐欺のみ、社會民權派の新聞は、實に稀有なる無恥の所業に其毒筆を振ふたりと述べり、千八百九十三年正月の^{ナチヨナルリベリコロレスボゲンツ}國民自由通信(紙上)然れども、獨逸刑法上の證書を、其偽物なるを知りながら、利用したるものは、偽證罪に處せらるべきに、獨逸檢事中、一人として此の邪惡無道なる詐欺漢を訴ふるなし。社會黨法、廢止せられしに及で、新局面の政府は、顛覆せし政黨

(國民自由黨の如き比公派の黨派)の犯罪所業に關してのみ、一般刑法の根底上、苛酷に處置し行かんを布告せしめたり。天下何の處か又た此の如き妙案あらんや、苦々しき至りにこそ。國民主義なる獨逸人士の箇人的名譽は、皆社會黨新聞に由て、日々、百方毀損せられ、檢事あるも、公然の追究を企て、之を制するを思はず、偶々毀損されし箇人的名譽を公然保護する場合あるも、是れ實に稀有の珍事に屬するのみ。「進め」は其日々の紙上に、ペペルは、同黨の會計監督として、同黨の會議毎に盡惑せる勞働者より集めしグロスセン(小銀貨)を以て、誹毀罪に處せられし編輯人の罰金、及び其他處刑せられたる黨員の罰金を辨する如き不法の目的に充てし莫大の金額を報告せり。然れども、吾人、未だ曾て獨逸檢事が、新局面の翼下に於て、社會黨法の廢止ありし以來、此の如き獨逸裁判權の無視、此の如き報告の創造者、及び此の如き會計の管理者に對し、一般刑法の銳利なる武器、即ち教唆煽動の條目を以て、處分し行きしを聞かず、又其黨派の利益上、此の如き犯罪者をして、刑律を免れしめんとする黨與を禁

錮し行くを知らざるなり(獨逸刑法第二百五十七條)。

「進め」新聞がウエルフ派資本の領收證を報道せし卑劣は、其手段の狡猾なる、其幾百の人士を怪みしものなるやを一々言ひ盡さずと雖も、彼等をして固より刑事裁判官に誹毀の訴を爲す能はざらしめながら、世間をして自ら其怪むべきの誰々なるやを推知せしむるものあり。此好惡の所業中、最も疾むべきは、恐らく此等を現出せしめし動機なるべし。即ち之に由て彼等の愛慕せる佛蘭西共和國は、パナマ醜聞の與へたる壓抑凌辱を脱し去るを得べきなり。かれ佛國は獨逸國を指顧嘲笑して當に曰ふなるべし、彼の地又政治家代議士等の德義を無視する我と異なるなしと。リーブクネヒトの罪責は、彼の所業の爲め、此等佛人をして自ら慰藉せしむるに至らしめ、而も其慰藉の念たる、虚言の如く、容易に消え失するものならざるに在り。之に反してパナマ醜聞は、其影響なきにわらずと雖、殆ど共和國の基礎を危ふするの重大なるに至らず、獨逸社會民權黨は、此の如く佛人に友愛なる舉動あると共に、非

祖國的の舉動ありたり。新局面亦此の關係に就き、彼等(社會民權黨)の思想及び舉動上、何等條目の改良を爲すなかりき。千八百六十七年後と同じく、依然、彼等は、各人及び各銀貨(即ち兵役)を獨逸祖國に拒絶せり。而して、千八百九十三年八月、チュッヒに開きたる萬國會議に於て、ローブクネヒトの提出せし愛國心の標準は、出席せる代表、國民の多數に由て可決せられしかば、彼乃ち、萬國賤民は厘毫と雖も軍事費に出金するなかるべしとの決議を麻ち得たり。然れども、佛國社會黨は、我國の過激黨よりも、尙愛國の念に富めるを以て、此決議並に佛蘭西が專制の露皇及び自由なき露國と抱合せりとの非難に大反對を試みぬ。要するに獨逸國に於て、千八百九十三年六月の帝國代議士選舉に際し、社會民權黨の票數二十七万、代議士十五人の膨大的現象に接するに及び、新局面の炯眼なる希望(即ち社會黨法廢止後、社會民權黨が、其黨員並に代議士の減少する非運に陥るべしとの豫期)は水泡に屬したり。

我祖國の賊、我國家及び社會秩序の敵に對する新局面の這般の態度

「宮廷兼政
府黨」とし
ての獨逸自
由思想派

は、總て、調和的政策を、新人物が公然施行せしにあるのみ。新首相は外務省の事務を、一度ならず等閑に附するを得し時に當り、既に現政府が久く隠忍せる希望を尊敬し、其何黨何派なるを論せず、總て幸福を來すならん事を宣言せり。所謂、久く隠忍せる希望として、彼等は、中央黨、波蘭土派、ウエルフ派、並に保守的土地等分派及び過激なる非セミット派を有しぬ。其幸福として此等諸黨派のみならず、新首相も亦喫驚すべき發見を爲したり、曰く、今日、初て獨逸に於ける各黨派皆國民的と爲れり。此の如き首相の多様な揚言に對し、獨逸自由思想派亦殊に相鎚を打ちぬ。即ち其機關新聞は、共に調子を合し、政府は、新局面に向へり、而して、從來、獨逸自由思想派の執り來りし方針を行はんとすと絶叫し、遂に皇帝の勅語及詔諭をも、恰も彼等獨逸自由思想派の助力を求むるにあるやに解釋しぬ。此の如き自負的唱道に對し、政府敢て抗言せざる凡て一年。又千八百九十一年二月二十一日、皇帝のブランデンブルク地方議會に於ける、朕は銳意猛進すべし、朕は奮勵し、内部に於て相爭

ふべしとの演説に就き、フオスレ新聞は、附會するに、此演説に由り、吾人(獨逸自由思想派)は、又躊躇逡巡するを要せず。皇帝は此地方に於て殊に其獎勵を加へられたりの語を以てせり。加之南獨逸(非普魯西兼共和的)人民等の機關(民權通信)亦威嚇して曰く、左視右顧、決せずんば、時運漸くカプリファイ内閣を去るなるべしと。爾後、殊に二月二十八日、獨逸自由思想派が下士官恩給金に關する議案を拒絶せしより、首相は同日、帝國議會に於て彼と獨逸自由思想派、並に社會民權黨の間なる干繫を破斷する意を明言せり、是に於てか從來、宮廷兼政府黨たりし領袖オイゲン、リヒテル氏は、憤怒嘲笑を以て彼に謂て曰く、元來吾人が前任者に抗し、現首相に同せし所以は、唯首相其人の政治的爭論の改良を望みしに由るのみ。然れども、今や首相の演説に接し、此干繫に於ける從來の妄想を破壊するを得しは、實に吾人の幸福なりとす。首相の方針は前任者に比し、優れるなし、殊に其人物上より評すれば、益々無能なるを想はしむと。

中央黨に對する讓歩政策

爾後政府は、始終拒絶勝なる過激黨に對し、未だ動作上に見はさざりしも、言辭上反對の意を示したり。然れども、首相が會て、國民的諸黨派中に等しく混稱したる越山的中央黨に對してのみ、新局面は、始めより意外なる讓歩を爲しぬ。殊に媾和政策の格段なる處分として認むべきは、大臣フォン、ゴスレルが千八百九十年四月二十八日を以て普魯亞(地方)議會に提出したりし往來税法なりとす。人文戰爭時代に於ては、第一卷に曰ひし如く、舊教僧侶の大半に、法律上、同法の正味を禁したりしも、爾後漸々増加して千六百万馬克となりぬ。政府案は資本に對する利子と同様の關係を以て前陳の金額に對し、五十六万馬克を年々僧正管轄地に分配せんと欲せり。尤も、此利子配與の細目は、各僧正と教務大臣間の協議に一任する事とす。之に反し中央黨は單に、往來遮斷者及び僧正に金額並に利子の拂渡を要求し、政府の計畫を拒絶しぬ。何となれば、政府案の如くんば、政府實に制定の權利を有じ、僧正をして其附屬たらしむるものなればなり。越山黨が自家の僧正を信用する

の少なきは、猶ウキンドホルストが「社會民權的法律」に就き説きし所の「腐敗資本」に於けるが如し。是を以て此協議は、愈圓滑を缺きぬ、即ち大臣フォン・ゴスレルは、法王職が彼に此件を許可し得る(Tolgarri Pose)と宣言せしを保證し、以て法王が此議案に故障を入るゝなきを吹聴せしと雖、ウキンドホルストは之を拒み、碌々たる人士のみ法王の意見に關する政府の説明に欺かるべしと揚言せり。合同諸黨及び政府自身は、尙一段の讓歩を爲す能はざる旨を斷言せしを以て、此法律は、遂に千八百九十年六月七日の第三議會に於て、否決せられたり。帝國官報は、六月十日の紙上、此協議並に其意外なる不始末の結果に對し、大體の觀察を下して曰く、此協議の進行は必ず通過すべき工夫を以て、普國政府より提出されし問題なりしに、其結果に於ては計らずも、否決の外、他に道なきものと指定されしと。

普國政府及び同國教務大臣フォン・ゴスレル氏が、千八百九十一年正月二十四日に於て、前年中央黨が實行すべからずと要求せし部分を削

除し、且つ千二百万馬克の總額を遮斷者及び僧正に分配せんと欲する往來稅法律を、突然普國議會に提出せしに及び、非越山的諸黨派の驚駭を來せしは、實に想ふに餘あり。此の如く中央黨に對する政府の讓歩は、一般殊に保守黨の激昂する所となりぬ。漢堡に於ける比公の機關は、三月五日を以て、既に屢々報せし條目、媾和政策中に之れを論して左の如く述べたり。

「往來稅議案は、責任ある大臣が全世界を満足せしめ、人望を得るに力するの甚だしき爲め、人民間に傳播せる感情を冷却する能はざるべし。此の如き方便に由て媾和を來すは、元難事に非ざ、唯吾人の問はんと欲する所は、國家の利益是に由て擔保さるべきやに在るのみ。人々反對なる施行を見るなくして、讓歩の相續く場合に、新當局者が比公なきも、國務に當り得るを示さん爲め、曩に裨益なりとせしものを排斥したる諸要求に讓歩し行くを力るとの信仰、結局國の内外に生ずるあるも、更に怪むを要せざるなり。」

カノツサへの進行

此の如き忠告は、議院に於ても、國民自由派及自由保守黨の論客フオンクニイ、フオンチエドリツノイキルヒに由て應酬されしと雖、其効なかりき。六月二日及び四日に於て、大多數は同法律を可決せり、之に由て普魯西はカノツサ(舊教僧侶の中)に、其歩調を進め行くを得たりき。此方案の反對者は、新聞及地方議會(普魯西)に於て、公然、大臣ゴスレルを攻撃し、彼が此法律を提出せしは、政治家としての見識に出でしに非ずして、寧ろ其地位を確持するに在りたりと曰へり。然り、現に此案の通過は、同大臣並に政府が、中央黨に屈服せしに因れる如し。然れども、此大臣は、幾もなく他に意見を異にせし事ありし爲め、遂に排斥せられたり。是より先き千八百九十年の頃、彼は普魯西議會に小學校法律を提出しぬ。同法律は小學校を信仰上の基礎に置くに在りしも、更に大體上、學校教育、教師の監督、及び宗教教育に關して、國家の管理を嚴に擔保せしものなり。隨て中央黨は、此議案に反對しぬ、自由思想派亦同法律の餘り宗教的並に官省的臭味ありしを以て、中央黨に同せり。普魯西議會に於て

小學校法律

は、國民自由派及び保守派が著き多數を占め居りしを以て、同法律の通過を見しなるべしと雖も、帝國議會にては、中央黨及び獨逸自由思想派其多數を制し、且つ中央黨は、新局面の他の、大計畫を控へ居りしに由り、殊に政府と調和せらるべき狀あり。是を以て大臣フオンゴスレルは、高等學務の改良上、皇帝と意見を異にするに及び、其學校法律の爲め、斷然犠牲に供せらるゝ事となれり。即ち千八百九十一年三月十三日を以て、彼は其職を退きぬ。

彼の後任者チエドリツ、ツリユシニル伯は、小學校法律案を撤回し、代るに國家の權利を害せざる新法律案を以てせんを約しぬ。此新議案は千八百九十二年正月十五日に至り提出せられ、中央黨並に右側保守黨の歡迎する所となれり。是れ固より怪むに足らず、何となれば、該議案は、普國小學校を單に寺院、殊に舊教に委するに在ればなり。新舊兩教混合の學校は、嚴に禁制せられ、學校委員は、家嚴を以て組織しぬ、想ふに是れ、其寺院的感化の下に立てるに由るなるべし。異教(舊教以外)者

チエドリックツ
の小學校法
律

の兒童は、他に満足なる宗教々育を受けざるを以て、小學校の宗教々育に依るべきを命せられたり。教師たるべきものが師範學校卒業試験の際、僧侶委員臨席し、以て其宗教教育に従事し得べきを認可するものとす。又宗教裁判所をして、其宗教教育を不適當と認めし場合に、該教師をして、其教授事業を罷め去らしめん事を提出する權利を有せしむ。内閣議長は此の如き勸議に對し決定する所あるべきなり。

此議案は獨り普國法律に關せし所なるも、全獨逸國に於て驚くべき紛擾を惹起せり。何となれば、普魯西に於ける此種の法律たる將來、兒童の精神及び頭腦を開發教導するものは、國民的國家なるか、或は羅馬なるか、抑亦ルーテル派僧侶なるかの決定を全獨逸國に促すものなるを以てなり。中央黨の代議士リーベルは、其饒舌中に尙此狀を巧に論破して曰く、フオンカブリフイー君が、如何に普國小學校法律に就き、嘯ふくあるも、全獨逸國亦立るに之が、嘯き相伴を爲さざるを得ずと。事此に至らば、人々、コニヒグレッツの勝者たる教師を貶黜されし附屬物視

此法律に對
する論難

し、放恣なる義務忘却、若くは偽善に陥るものと見做せるが如し。小學校に對する寺院の共同監視權は、從來の歴史的經驗に徴するに、最善良なる場合に於ても、共同管理なるべく、而も舊教地方に於ては、寺院全く學校を管理するに至るべし。寺區にして教師より其宗教教育を奪ひ去るを提出し得る場合ならんか、教師たるもの、全く其意志に屈從したりと謂ふべきのみ。此提出を決定すべき内閣議長、若し之に同するとせば、是實に微弱なる教師社會の志を奪ふものなり。之に反して議長は、寺區が此提議の拒絶に對し喧噪せしに及び、驚くべき騷擾を解放しぬ。中央黨の學生クルマンガ比公を狙撃せし千八百七十四年の頃、日耳曼の指揮者たりしパウルク・マユンケ氏は、議長に致されたる前計畫の無益なる題目を最痛切に論評し、當時遂に皇帝に對する不敬罪に由り一年間の禁錮を蒙りしが、新局面の下に於て普魯西の學校監督官に推薦されたり。マユンケ乃ち普魯西内閣議長が、チエドリックツの小學校法律に同意するに至りしを、興味津津たる言辭に裝ふて曰く、爾今宗教教育を

賦與若くは指揮せんとする舊教僧侶は、學校々門を開き、門番たるに過ぎざるべし」と。然れども、宗教々育の試験に由て禁せられ再び教育に従事する能はざる教師は、生涯失望不遇の人たるべきなり。

普國議會に於ける此提案に對し、不同意なる前陳の意見は、自由諸黨を風靡し、遂に自由保守派をも動かさぬ。ベンニグゼンは全獨逸國の自由的人士を鼓舞して一致の反對を爲さしめ、又此法律は將來信仰自由の人士に協賛を求むべきものなるに由り、更に獨逸自由思想派をも慫慂したり。大臣チエドリックツ及びカプリアーは殊に國民自由派の論客に向て凌辱的制壓を加へぬ、即ちチエドリックツはベンニグゼンが一の「悲哀なる演劇」を奏せりと評し、カプリアーは、此議案の反對者を目して、却て神慮を無視するものと爲し、基督教と無神論の戦争なりと謂へり。道般の言論に對し、吾人は端なく皇帝維廉一世が千八百七十四年二月八日の人文戦争最中に、ジョン・ルヌセル卿に與へられし宸翰を想ひ起さざるを得ず。

「朕は自ら任せり、朕が國民の統率者は世界の各國に毫も自由及び國民の安寧を以て御し行かざる勢力に對抗し、時運若し可ならば獨り獨逸國のみならず、到る處に改革及び信仰自由の恩惠並に法律の尊敬を及ぼし得るの勢力たらん事を。」

此時に當り、獨逸國の硬骨男兒たる比公も、亦其機關「漢堡新報」三月九日の紙上を以て、越山派に盲従し、前提案に同意せる保守黨を勤切に警告する所ありたり。

「保守黨なるものは、之を普魯西獨逸の立脚點より觀察せば、來因同盟の干繫上、元自ら中央黨と對抗すべきものなり。保守黨が中央黨に屈從するは、猶來因同盟國が奈翁に降りしが如し、是れ彼等の黨派的利害上より曰へば、爲めに勢力の擴張を來すべけれども、其普魯西並に獨逸帝國の大本的利益を犠牲にするものたるを奈何せん。彼等は帝國の基礎を普魯西人並に帝國憲法上に保持するの難事なるを證する結果に到着せしなり。」

實際マユンケ氏は、ヨエルグ博士の「歴史兼政治雜誌」上に於て、彼が舊教に屈從せし彼の保守派をして、其學校法律賛成後、如何に久しくカノスナの城門に徒跣の儘、氷雪に曝されつゝ命を待たしめしかを、雀躍報ずる所ありたり。又コエルン撰出代議士バーム氏は、越山派の第二の熱心なる鼓舞として同派の秘密なる希望並に經營を同雜誌上に泄らせり、是れ即ち大獨逸的思想の復興にして、普魯西を首長とせる獨逸帝國憲法の撲滅及び我國民的運命と舊教的澳太利との不祥なる混合を意味せるものとす。此の如きに拘らず、十字新聞は、此社會に非常なる同情を寄せ、之を祝賀し、又此黨派に胸中の秘密を吐露せり、且つ報して曰く、小學校法律に關せる爭論は、前衛の小團のみ、尙移住權、結婚式等に對する突貫續き生ずべしと。普國議會の委員會の如きも亦た、其多數は公子派並に越山派に占められしを以て、自由的諸改良は排斥せられ、議案は政府の計畫よりも尙遙かに復古的且つ寺院管轄的となれり。此時に當り、獨逸文藝の最高代表者は、最稱賛すべき態度を以て其學

文藝の最高

代表者

術及び本分を活動せしめたり。獨逸の全大學は、共に立て獨逸學制及び獨逸教授の自由を抑壓傷害せられしに對し、防禦を試みぬ。此等斷乎として彼が如き不幸なる計畫に抗論せし伯林大學の教授中には、普魯西國の史學家ハインリヒフォントライチケ氏も與れり。ストラスブルクのフェリックスダイン氏、チーグレル教授、ハルレのバイシユラーグ氏、プレスラウのカウフマン氏等は、特に此法律に對し意見書を發表せり。普魯西に於る國民諸團體、都會、地方代表者等の抗議亦實に枚擧に遑わらず。教員社會亦痛く此計畫を攻撃せり、其壯なる、舊教地方に於る教員と雖、其身邊を壓し來る外部の甚き迫害あるに拘らず、尙堂々反駁を試みぬ。此等と同じく、新教諸派の各組合並に同盟、即ち布勒丁須丹德協會、福音同盟、並に普魯西高等寺院會議に至るまでも、切實に警告を加へたり。之に加るに、王侯の勸告亦至れり、即ちバーデンの如し、普魯西内閣員の有力なる少數も、ミクエル氏を主とし異論を唱へり。氏が敢て此舉に出づるもの他なし、其千八百九十年以來、普國大藏大臣と

して普國所得税上の大改良を成切せし爲め、皇帝の寵遇隆く地位鞏固なるものあるを以てなり。惜哉、此不幸なる法案は、僅に一票の差に由り、普國內閣の多數に採用せられたり、次に同案の委員會に於て始終不祥なりとして論斷せられし際も、ミクエル氏は尙反覆之が排斥に力めしと雖ども、事成らず空しく辭職を見るに至れり。總て此の如く強大なる反對の潮流ありしに拘らず、封建兼高貴寺院兼越山の團體は、遂に政府、寺院、及び國王の意志に於る唯一の女君として、又十九世紀に於ける帝位及び聖壇をのみ保護する完全の異教信者裁判所として、現出するに至りぬ。

今や俄然瓦解的危難迫り來れり。其如何にして來りしかは、尙明言し難し。想ふに從來保守黨の温厚なる領袖たりし代議士フオンヘルドルフ・ベドラ氏が皇帝に獻せし忠實なる奏言は、ミクエル氏再度の警告と相應し、大勢一變の最大原因たりしならんか。三月十七日皇帝の臨御を仰ぎたる御前會議に於て、皇帝はチエドリックツが聖慮に戻り、與黨な

危機逼り來れり

危機の結果

くして彼が如き重要な法律を施行せんと欲せしを以て突然大に彼を叱責し給へり。チエドリックツ伯痛く面目を失ひ、即日辭表を呈せしに、直ちに裁可せられたり。翌日カプリアー伯も、其國民學校法律問題に關し、チエドリックツ伯と相携へて辨難の衝に當りしを以て骸骨を請ひぬ。皇帝の優旨黙し難く、爲めに伯は尙首相の職に留りしも、普國內閣議長の任をポト・オイレンブルク伯に譲れり。チエドリックツ伯の後任はボスセ博士なりとす、博士は曩に社會政策上の立法に盡力する所あり、爾後又民事法典の編纂に關係せられたり。博士は幾もなく學校法律案を撤回しぬ。

前條の如く、此運命は最後に至り、幸に排斥の厄を蒙れり。爾來萬般果斷を以て祝すべき光明を生し、公子派、不平黨及び羅馬小人即ち越山の派なりの危険なる同盟破壊せられたり。マユンケ氏は憤怒嘲笑の筆を弄して曰く、保守派は向後中央黨に對し、其同盟力を失ひしなるべしと。然れども中央黨の内部亦烈しき沸騰を生じぬ、即ち温厚なる分子シヨル

保守黨の縮小

レメル・アルスト氏、フエチ氏等は、リーベル博士の打撃后、漸々好雄的教唆者に由りて、壓倒喝破せられたり。保守黨に於ても亦然り。ヘルドルフ氏は粗野なる手段を以て、該黨の首領たるを免せられ、遂に除名に遭へり。十字新聞は、愈々疾呼勵聲、混合せる保守派よりヘルドルフ一派の純粹なる分離並に合同諸黨及び新立案との斷然たる破裂を要求しぬ。此要求は千八百九十二年十一月伯林のチフアリに催ふしたる保守黨會議に於て實行せられたり。即ち是に於て「非セミット主義の横行を明白に許容せし新立案を發表し、且つアルウルトを稱して「ラダウ非セミット主義」の保護者なりと絶叫せり。又新立案の一二有力なる土地平分的條目中「フンデスデスラントウ非セミット」に「農夫組合」の副馬をも記入せられ、爲めに農夫組合亦始めて公然の舞臺に現出するに至りぬ。爾後千八百九十三年六月の帝國議會選舉に際し、保守黨は此新傾向の影響を蒙る甚しく、即ちアルウルトの非セミット派に保守黨舊來の堅城鐵壁と恃みたる選舉區を奪はれ、宮庭説法者ストリッケル亦落選したり、彼の機關が、高貴なる保守

波蘭に對する讓歩

黨の樞樹が其生氣を失ひぬと叫びしも偶然ならじ、然れども同黨尙其帝國議會の議席を占むるを得しもの、幾多、農夫組合に負ふ所あるなり。是に於て該黨は彼等に對し其助力を與へざるを得ず、此の如き助力は固より一般國民の利益を増進すべき獨逸代議士憲法上の義務と一致する能はざるべし。尙該黨は其議席占領上、合同諸黨の援助をも借れり、但し後者は今や單一の場合に於て保守黨候補者を「合同の兄弟」とするに非ず、寧ろ「一小惡漢」として選びしものとす。爾後中央黨が分離するの狀況は軍事議案を曰ふの際に讓らん。

波蘭土に對する新局面の「調和政策」は、屢々報せし如し、即ち此く波蘭土と親和するは特に露國の感情を害せし所とす。然れども當局者は波蘭土地方に於ける交易、寺院及び學校に就き、種々の讓歩を爲すは、波蘭土人のみならず、又越山派を喜はしむる所以なりと思惟せり。此進路に於ける最重大の步調は、當時一波蘭土人フォンスタブレウスキをグネゼン及びヒポーゼンの大僧正に任命せし件とす。比公は之に關し、

フリードリッヒスルウに於て一賓客に左の如く語られたり（エストライツェルグワイチツ）西獨逸普通新聞千八百九十二年六月二十六日の紙上。

「我外交政策の最不運なるべきものは、澳太利と同様なる普國波蘭土政策上、戦時に當り、露人に對して波蘭土軍隊を組織し、露國敗軍ならば波蘭土人をして王國を地平線上に夢想せしむる如き行動にありとす。是れ實に一のクロンスタト砲臺を誘致せしめざるを得じ。カプリフィーは波蘭土問題上、露國を最激昂せしむる形勢の下に陥れ、彼我の好干繋を茶毒せり。波蘭土々着人士をグチゼン僧正職に任命するは、徒に我内治上の過失なるのみならず、又外交上の大失錯と謂ふべく、フォンカプリフィー伯が其大任に堪るの器ならざる重要な一適例たるものなり。」

之に反して獨逸官界は、其波蘭土親和政策の危険に關し、豫知せざるものゝ如し。波蘭土人に對する朝廷及び政府の仁惠的處置は、愈々白日公行の觀を爲し、視聽を聳動する所ありたり。千八百九十二年正月

元旦、伯林に於る大僧正フォンスタブレウズキの招待及誓約は、皇帝維廉一世時代の凱旋式或は皇帝宣言と同じく、國家重大慶事の儀式を備へり。人々怪み入り來れる凱旋者は誰ぞやと問ふの外なかりき。波蘭土首領フォンコスチエルスキに對する新局面の優遇も、人口に膾炙せられ、國內又知らざるものなし。殊に千八百九十三年軍事議案を協賛せし廉を以て皇帝親ら波蘭土派を稱し、他の獨逸國諸政黨が其獨逸祖國的本分を盡すの好模範なりと曰へり。若し波蘭土人が此の如き模範として主張し行くあるも、他の獨逸諸黨たるもの、何ぞ又悲憤するを須ひん、然れども普魯西領に於る波蘭土地方の學校に之を注入するなくして、波蘭土人が依然此模範を維持すべきや、又此等地方の大部は現に波蘭土の政府黨に反對し、煽動擾亂に餘念なきを以て、彼等が此模範を唱導し行くべきやは共に一大疑問に屬せり。

遂に前條の波蘭土親和策は、新局面をして巡洋哥爾威艦及び軍事議案の協賛上、帝國議會に於る波蘭土派の十六及び十七票を贏ち來らし

めたり。然れども此の如き波蘭土との干繋が露西亞との不和を増長せしや否やに就ては、未だ容易に信すべきにあらず。之に反してウエルフ派に對する調和政策は、全く失敗に終り、何等の結果を齎らすなかりき。想ふにウエルフ派資本の差押を解放し、此數百万金を吾人が曩きに獨逸的思想を看取せしフォン、クムベルランド(即チカム)侯に下渡せば、ウエルフ派たる者は調和せらるべきなり。國民的諸新聞の所論は、之に關し、既に千八百九十一年を以てフォン、カブリフイー伯より公然唱道されし計畫と全く一致したりき、但し之に附帶せる條件として、此資本をハノフェルの借位者(カント侯ガ)に返却するは、彼が新獨逸の秩序を承認し、併てハノフェルを普魯西に編入するにあらざれば、不可なるを希望しぬ。是に於て侯は千八百九十二年三月十日に至り、皇帝ウキルヘルムに手書を呈せり、同書彼を獨逸皇帝と承認せしと雖ども、ハノフェルに於て虚託的君公の爵位棄權に關しては毫も言ひ及ばすなかりき。書中却て反對の文句あり、曰く、余は獨逸の君公として、

忠實及び正理に由り、我獨逸祖國を愛すと、是れ明に彼が虚託を維持するに在るを見るべし。侯は更に保證を與へて曰く、余は余に満足と與へたる財産を以て、皇帝陛下若くは普國に對し、直接或は間接に抗敵する計畫の要請を、決して故意に許容するものにあらずと。新局面は此の約言を得て安する所ありぬ。午後三月十四日に至り、ハノフェル地方に、其安堵悦服を希ふ爲め、充分なる信用を示すの證として、ウエルフ派資本の差押を解放するの議案、地方議會國に提出されしに、同議會は三月三十一日を以て殆んど一致の下に可決せり。是より先き未だ此の如き状態を生ぜざるとき、即ち三月三日に於て、帝國議會が外務省機密費の條目五十万馬克なりしを、更らに年々四万八千馬克の増額に決せし如き、是れ從來該費目の大部がウエルフ派資本より支出されしを以てなり。然れども爾後行はれたるハノウフェルに於ける毎撰舉は、此歩武(差押解放)がウエルフ派に尙著しき満足を來す能はざりしを證せり。即ち彼等は、忠實及び正義に由り、彼の獨逸祖國を愛するの語を以

て甘せざる一人間よりも、寧ろ一社會民権黨員に投票しぬ。内治外交兩ら新局面の演せし無數の失敗は、獨逸全國に愈々不安不信の感情を惹起したり。「薩克善^{サクセン}森林の隱士」比公は正々堂々其忠言を公にしぬ。公の忠言か全く愛國の至情に發し、一點「反抗の氣焰」に驅られしにあらざるは、公が千八百九十一年四月三十日國民自由派の撰舉區ゲエヌテミュンデに於て帝國議會議員に當選せし以來、一度も議會に出席せざりしを以て徴すべし、何となれば若し公にして黨派的觀念に制せられしならんには、必「反對の陳頭」に立ち議會に入るべければなり。御用新聞の毎號、公に向けられし要求を沈黙せしめん爲め、公は適切に左の如く抗論したり。

比公に對する
新局面と
比公言論の
義務

「余はメツテルニツヒ公の謂ひし如く、棧敷より平土間に下れり、而して棧敷通券を失ひし人も尙批評の權利を有せり。」是れ公が千八百九十年六月二十二日伯林の一委員に語りし所。「余は此權利を唯當に禮義を以て作用すべきのみ、決して耳を劈く笛聲を以てすべから

ず。余は信ず、余の意見を國の内外に於ける公衆に語るの義務あるを、而も彼等之を黙せずして一々了解すべきを望む。古諺に謂はずや、神は職務を與へし人に向て、又「理會(智識)を與ふと、今人須らく此諺を轉用して曰ふべし、神より職務を承けしものは、又理會を承くと……余輩の如きは至尊に對しても其意見を自由に開陳するの責あるなり……余は無言なる犬馬の如く閉息する能はず……余の言行は一切余が朝廷並に平和の利益を希ふに出るもののみ。」千八百九十一年四月十四日、公はフリードリヒスルに來訪せしキール保守協會の頭領に語て曰く、「(當局者か)或は余を要するに、又政策上に容喙するなからんを以てせり。余を以て之を觀れば、天下又此の如き未曾有の要求よりも馬鹿氣たるものなきが如し。彼等が彼等の職責に屬する問題の處分に就き共に協議するの最大の權利及び義務あるは、固より論なし、而して余又多多年官界に在りし爲め、此點に於て經驗上智識なきにあらず……余の所見を公にするの有害なるや否やの標

準に關しては余自ら判すべく、決して他の禁制に忍ぶ能はざるなり。余は信ず、亦た是れ保守的なるを、即ち官省的に左右せらるべからずして保存維持せらるべきものなるを。」

公が千八百九十一年五月二日其選舉區よりの推選を辭せし際にも亦全く前全様の意嚮を語る所ありき、曰く余の後任者及び政府に對する根本的反對は余の大に忌む所、然れども余の有害と信する議案を黙過するは、亦誠に忍ぶ能はざるものなり。此の如き場合に際し余の沈黙すべき理由果して是あるや否や。他人よりも多少經驗を積むの深きは聊か自ら期する所なるに、黙せよとは……余の修煉し來れる所を語るの義務は、余に短銃を向けられし如く余の胸中に促がされ、又避くべからざるものあり。妄りに余を攻撃するの人士は、毫も此間の消息を了得せざる徒のみ、シユールテス歐洲史鑑千八百九十年一〇八頁千八百九十一年一七一頁。然れども新局面の諸大臣は、此點に就き、全く比公と見解を異にせり。

千八百九十

年五月廿三日の訓令

比公は既に千八百九十年五月二十三日に於るカプソフイの訓令前に述べに據り之を推知しぬ、同訓令は、帝國としての獨逸使節及び王國としての普國使節、並に彼等の手を経て各外國政府に向け、ラウエンブルグ公なる比公現今の意見並に此意見に因縁せる新紙の論説は、決して實價を有するものならざるを報道するに在りき。然れども獨逸全國及び外國の輿論は、實に全く趣を異にせり、何となれば比公が平土間より新局面の演奏並に戯曲に加へし劇評は、一々獨逸幾千万の人心に高聲なる反響を起し、國民的各新聞に活潑なる同意を來せしを以てなり、之に反して新局面に附屬せる新聞紙は、大に激昂の狀を呈し、此劇評は實に陛下の御一身に對しても幾多の誹議を加へし感なきにあらざると論せり。然れども若し果して然る嫌ありとするも、是れ寧ろ驚くに足らじ、見よ新局面は内治外交に於る各施設、一々皇帝の直接なる意志を遵奉するに力め、皇帝亦實に國家幸福の唯一なる標準及び源泉として屢々其意見並に思想を公言せられしにあらすや。現に皇帝は比公

が彼の選舉人に演説せしに後る、二日、即ち千八百九十一年五月四日、
グマセルドルフ地方議會の饗宴に於て、帝國の君主は一人のみ、而して
朕即ち是なり、朕は決して誰をも寛假せず」と語げられ、又千八百九十
一年十一月ミュンヘンに巡幸せし際は、同市の賓客帳簿に「國王の意志は
最貴の法律たるべし」と (*Suprema lex regis voluntas esto.*) 記入せられた
り、試みに其千八百九十二年二月二十四日、ブランデンブルグ地方議會
の饗宴に於る皇帝の演説を左に報せんか。

皇帝の演説

「今や政府の施設に對し、一々誹毀干渉するの風を生せるは、實に歎す
べきの至とす、何等の理由なくして、之か爲め人民は其安全を傷ひ、且
つ我大獨逸祖國の隆昌に對する彼等の喜悅を惱ますなり。彼等は
此誹謗煽動に盡惑せられ、遂に我國を以て世界中最殘告に統治せら
るゝものとなし、茲に住居するは苦痛堪へ難しとするの感を來すべ
し、固より其然らざるは朕自ら知悉する所。若し然るも、不平なる誹
謗者は、寧ろ獨逸の塵埃を其上靴より拂ひ去り、我困難不幸なる情態

を迅速に除き行くべきにあらすや。彼等意を茲に注かんには其の
功たるや洵に大朕深く之を喜ぶべきなり。卿等は彼等の誹謗及び
不平なる黨派的議論の爲め、將來に於ける卿等の眼光を晦ますな
か、又彼等と協同して卿等の喜悅を短縮する勿れ。暗語のみにては
何の用をも爲さず、朕は徐ろに新局面及び其當局者に對する永久の
不平的暗示に就き答ふる所あるべし、曰く朕の針路は正當なり、爾來
益々進航を續けんのみと。

皇帝の演説及び御用新聞の謂ふ所、固より直接に比公を云々せしに
あらず。然れどもモルトケの逝去せしに及び、比公に不利なる感情自
ら伯林の有力者間に生せるを推知すべきものあり。是より先き千八
百九十年十月二十六日、偉大なる軍學者が尙饗饗として九十歳の誕生
祝日を迎へしや、獨逸全國舉りて敬慕の熱情を呈し、比公亦一生の大事
業を興にせし有名なる同僚に祝辭を寄せたり。然るに千八百九十
一年四月二十五日の深宵を以て此將軍は忽然九泉の客となれり。皇帝

モルトケの
逝去

は此老雄と共に帝國の建立に鞠躬せし人士に命して會葬せしめしも、獨り此が大棟梁たる比公に對しては、何等の通知を發するなかりき。獨逸國民が如何に此疎畧の仕打を觀察し、又舊首相を尊敬せしかは、比公が其長子ヘルベルド伯がホヨス伯爵夫人との婚禮に際し、フリードリヒスルーより維納に、維納よりミュンヘン及びアウグスブルクを経、キスシingenに旅行せられし時に明知せられたり。獨逸帝國及び獨逸的澳太利共に到る處の人民は、制すべからざる自然の勢力を以て大仕掛に一世の英雄、獨逸統一の建立者を慶賀し、感謝敬慕の情を呈し、剩さへ伯林に於ても公の歡迎に奔走せし狀なり。ザクセン領内に入りし以後は其衷情に發せし感激の情名狀すべからず、殊にドレスデンに於て最も其盛大顯著なるを認めぬ。又澳太利領内ボエメン、メーレン、維納に於る獨逸人は相競ふて獨逸同盟の建立者たる偉大の獨逸人に敬虔尊仰の念を寄せたり。尙公は此等北獨逸、中央獨逸並に澳太利が狂喜せしと同じく、我祖國の南部バイエルンに於ても、舊教的ミュンヘン

比西馬克の
納維旅行

ン、新教的アウグスブルク、佛國的キスシingen等總て公が此旅行中滞在せし都邑の歡迎慶祝に接せられたり。公は豫めフリードリヒスルーよりザクセン王及びバイエルン攝政親王に書を呈し、ドレスデン及びミュンヘン滞在は、僅少時間なるを以て謁見する能はざる旨を通せしに、兩君主共に優渥なる返翰を寄せられたり。之に反して公の最も慚憤遺憾を感せしは、四十年來、公事及び私交上、共に懇親眷顧を極めたる君主澳國皇帝への謁見が、伯林よりの指揮に由り、維納に於て遅延せられし事なりとす。維納駐在獨逸大使ロイス公及び爾餘の獨逸大使館員亦結婚式に招待せられ既に承諾を爲せしに、伯林よりの直接指揮に原き俄かに出席を辭したり。此の如き酷薄なる私事上の粗暴、維廉老帝の皇孫ウキルヘルム二世皇帝の政府が企てし社交的破門に對する正當なる憤懣は、比公をして其偉人的性質に相應する談話を發せしめたり、即ち維納に於る「新自由新聞」及び「ミュンヘン」に於る「普通新聞」の通信員に對し、公は新局面の聖政策を用捨なく縷陳しぬ(前に述べり)。

一の良策あるなく、而して其見識は誤謬、其人物は無能、治績舉り難し云々の如し。此談話は驚くべき注意を惹起せり。殊に記憶すべきは、輿論及び内外諸新聞の之に一致せし事なりとす、英國新聞亦尙之に同じぬ。ウニテムベルクに於る有力なる國民的新聞「スエウヰスセッラッ」スエウヰスセッラッ、斯馬克の週聞なる標題の下に次の如く論じたり。

「比公は今やキスシンゲンの温泉場に到れり、公今回の旅行は之を最後の地と爲す、而も事實は公が當世の名望家、否恐らく實際獨逸に於る唯一の名望家たるを確證せり、天下誰が又其到着に由て此の如く喋々喃喃長日月に影響を及ぼすの結果を現出するものあるか、又誰か其入來に由て、人民子來狂奔湧くが如しと叫ばしむるを得るか。此の如く天下に想望せられ、若くは尙之より甚きものあるを信ぜざる人々は、今一たび之を目撃するを得ん、現今兩々相反對し、危険誠に忍ぶべからざるの觀あるに拘らず、結局皇帝及び會て皇帝自ら尊重せられし前首相間の和合が調停せられん事、切望懇願の至なるべし。

想ふに前首相と雖も皇帝より吹き掛けられし輕侮なくんば、何ぞ彼が如き露骨の言論を弄するものならんや。」

然れども獨逸自由思想派及び越山派の新聞は、比公の言論を以て妄りに「國事犯なり」と呼號し、殊に會て公の機關にして今や公の後任者に隸屬せる「北獨逸普通新聞」は、此呼號に加るに下の如き附會を逞うせり、曰く、比斯馬克の言論は、君主の感情を毀損し、皇帝の尊嚴を蔑視するものなりと。想ふに、若し比公にして果して此の如き言論を恣にせしならんには、檢事は直に公を告訴すへし、何ぞ該新聞の喋々を待たんや。然れども爾後國家の元勳たる此獨逸人に對し、更に卑劣なる處置加はれり。即ちカプリファイが關與せし五時間の普魯西内閣會議に於て、諸大臣共に「北獨逸普通新聞」の記事を不可となせしに拘らず、帝國官報は「千八百九十二年七月七日を以て二の文書を公にしぬ、其一は屢々報せし如く、比公に關せる千八百九十年三月二十三日の訓令にして、他は千八百九十二年六月九日維納駐在のロイス公に下せし公報なりとす。

比公は後者を評して「海鵬の書翰」と曰へり。

「維納に於けるヘルベルト・ビスマルク伯の時日切迫せる婚禮に關し、注意として、余は皇帝陛下に奏言の後、謹て閣下に次の簡條を報す、比公或は其家族が閣下の邸に入來せんとする時には、余は閣下が在來の習慣に従て應酬するを制限し、婚禮に招待せらるゝも之を拒絶せられん事を望む。此の如き動止は、大使館吏員亦皆遵奉せられんを期す。余は尙附言すべし、皇帝陛下は此婚禮に就き何等の注意を加へられざるべきを。閣下は便宜の方法に由り、此旨をカルノキー伯に報道することを擔任せらるべきなり。」

此の如き古今無比の攻撃に對する防禦は、初め比公の機關「漢堡新報」及び國民的新聞のみに由て企てられたり。

比公はキスシンゲンに於て親しく「漢堡新報」主筆に語つて曰く、北獨逸普通新聞の記事は、比公よりも寧ろ内閣大臣及び國家を侮辱するものなりと。北獨逸普通新聞が現政府の施政に對する比公の批評

を目して「敗壞すべき企圖のみ」と非難せしや、公は尙虚心平氣、恐らく現内閣大臣の企圖こそ國家を敗壞するものなれと冷笑せられたり。遂に「北獨逸普通新聞」が當局者は比公の企てし事業を實行せん爲め其任に當れるに、却て該事業發起者の眼前に於いて殊に彼等の行爲を自衛せざるべからすと論せしに及び、公は「漢堡新報」上に之を叱責して曰く、比公は現内閣大臣が彼の企てし事業を執行するなく、却て其以外の事業を爲せるを認るのみ、されば公は自家の事業の施行せらるゝ爲め生ずべき所の聯帶責任に全く無干繋なるを斷言するものなりと。然れども公は「漢堡新報」紙上に、維納に發せし六月九日の訓令を打消して曰く、吾人の意見に據れば、外國に於る私交及び官吏招待監督干涉は、當局大臣若くは在外大使の任務に非るが如し。他強國の外務事件が若し之を發表せんか、我獨逸の處置と相對して一輻たるものなりしならん事、吾人の信する能はざる所とすと。

然れども公は又別に一身の防衛を爲すの要なし、何となれば今や獨

逸全國の民心は翕然として獨逸隨一の偉人を誹謗譏誣せる僻輩當局者の舉動に激昂せるを以てなり。當時比公が仰慕せらるゝの隆なる、從來未だ嘗て獨逸人に見る能はざりし所。千八百七十年七月時代以來、今週に於る如く、我前宰相の高風を想望し、我感激せる國民が一齊に溢るゝ許りの熱血を捧げて尊崇せし事あらず。浪立てる幾千の忠實なる男女は、ウエルテンベルグ、バーデン及びフツルツよりキスシンゲンを指して順禮し來れり、群衆の或者は比公に對する其筋の不當なる處置に猛烈なる抵抗を試みん爲め、或は之を目撃し、且公を祝せん爲め、又或は公が滿腔の感謝を爲せる際に忠愛なる諷言を諸人に泄らさるゝを探り聽かん爲めなりき。公の歸路、ワイマール、エナ、バルレ、マグデブルグを經、シオエーンハウゼンに向ひしや、亦是れ一の凱旋式たる觀あり、殊にエナの市民は盛大なる滿都の祝祭を催ふし、比公尊敬の意を表しぬ。

此の如き形勢の影響如何に甚しかりしやは、新局面に好意を表し居

れる反對の二新聞記事に由て最も善く徴するに足るべきものあり。何となれば新局面が比公に與へし不當の攻撃は、不正不徳の評定に出でし爲め、却て公益上前宰相及び後任者間に於る意見の異同に就き、國民の意思を動かせしものありしを以てなり。

「ユルン新聞」に曰く、カプリファイ伯が依然、公子派、不平派、並に越山派の曳綱を執り行くならんか、吾人は首相が必現職を去るべきを信せざるを得ずと。自由保守派なる獨逸週報トイラツエ、ウタツヘン、ノラットは尙論歩を進めて曰へり、今日吾人は公告すべし、若し現今の當局大臣が帝國の現況を舊狀に回復し、今日の獨逸外交政策と千八百九十年三月成功せし當時の獨逸外交政策との連鎖破裂せしものを復活するなくんば、吾人竊かに帝國の不幸を危ぶむものなるを。カプリファイ伯は既に之を實行する能はざるを證せり、加之前週に於て更に伯は之を實行するの意なきを示せりと。

新局面に同情を表したる自由派社會の言論と雖、尙且つ前文の如し、

加特力會議

彼等は此際實に苦惱を感じたり、殊にカプッファイの機關が其一致決
断及び剛毅に關し、中央黨を以て他の帝國市民の標準とすへしと吹聴
し、且つ千八百九十二年八月二十九日マインツに於る加特力教會會議後、
「舊教は羸札なるよ」と呼號し、直に世界的法王管轄の復活、耶蘇會の再興、
學校に關する寺院の責任を要求せしに及び溫和黨として大に苦悶す
る所ありき。實に僧正ハフネルの如きは揚言して曰へり、人々人文戰
争を、或は恕せん、而も決して忘るゝ能はずと、彼及び他の越山派論客は、
更に進んで首相并に獨逸人民に勸告するに、舊教に復歸すべきを以て
し、之に關して大膽にも相謂つて曰はく、チエドリッツの國民學校法の廢
棄に由り、普國王冠及獨逸帝冠は一打撃を受けたり。又保守黨及び政
府は公然彼等が越山黨の大綱を執り行くの條件を以て、中央黨の援助
と約束しぬと。

政府中央黨
に求婚する
事

十字新聞が自家並に其黨派の面目上、此盲徒に由り何等の耻辱を感
せざるべき事は、既に豫想せられしのみならず、事實となれり。然れど

も中央黨に對する政府の求婚は、此の如き事件以後、自ら其微弱孤立な
るを證明するものとす。何となれば、各獨逸人、皆比公が七月三十一日
エナの市場に於て試みし演説を傳唱せしを以てなり。

「吾人は現在の黨派、少くとも中央黨の指導の下に支配さるゝを望ま
せ。余常に謂へらく、中央黨は今猶古の如く帝國の一敵たりと。若
し現政府にして中央黨の意を迎へ、苟も之と一致するの態度を執る
あらんか、余は之を不幸なりとせざるを得ず。余は新教的帝國の世
界的指揮を以て無上なりとするものなり。」

初め當局者は信せり、從來久しく企圖せられ居りし八千万馬克の租
稅改良案を通過せしむる爲め、政府は緇衣合同諸派に諂諛哀願せしむ、
然れども既に八月以後に及び、此求婚が尙高尚なる目的を有せし事明
白となれり、即ち軍事議案に緇衣合同派の贊助を得るに在りき。此議
案に關して議論紛々たりし事は、今尙記憶に存するのみならず、千八百
九十年乃至千八百九十三年に於ける最も重大事件たるの感あり。此

議案の主意は固より正當必需なる所。獨逸國は少くも東隣及び西隣の尙武的邦國に匹敵する爲め、止むを得ず、其國防力を増加せざるを得ず、即ち佛蘭西は人口減少しつゝ、あるに拘はらず、千八百九十一年の新佛國陸軍法令に據り、年々獨逸よりも三万三千の優勢なる補充兵を増し行く事となれり。若し獨逸國民にして一般國防力の充實に同意し、陸軍歩兵服役年限を二年に收縮せんか、佛國の擴張に對抗するを得る實に短日月を出てず、即ち是に由て年々六万人は更に國防に従事するを得、軍事費も凡そ七万馬克を増加するを得べきが如し。

此の如く此議案の主意は、明瞭單純なるに拘らず、新局面は之を帝國議會及び國民に提出する前後に於て不可思議なる術策を弄したり。初め該案提出前凡そ一ヶ月の頃に當り、御用新聞紙上に於て或は之を反對の妄想として、或は望み得べき事として、又或は必要事件として唱道せり、然るに爾後又其實際に要求せんとする所よりも、非常に劣れる増加兵員並に支出金額を臚列したり。又た半官報新聞も二年の兵役

政府の術策

時間に関し、曖昧に吹聴する所ありき。即ち時に其不可を唱へ、時に其必要を論じたり、而して其必要論の勢力ありしに際して、カプリフィアは復た大に激昂し、二年の兵役時間を法律上永久制定し、若くは單に法律の繼續を確定するに反對せり。此くて該議案は、凡そ半年の後、體裁章句に至るまで思議變化すべからざる傑作として提出せられ、他の修正案は悉く採用すべからずとして排斥せられたり。然るに千八百九十三年五月六日に於る議會解散後に至り、政府の態度全く一變し、從來排斥したる「フェネ氏の動議」の旌旗を翻へして選舉競争に従事しぬ。然れども千八百九十三年六月の新選舉後、即ち政府及び政黨が半年間議會及び選舉場裡に争闘せし後、政府が始めて新議會に提出せしフェネ氏の動議と一致なる新議案は、議院の多數に迎へられしに拘らず、此多數者は千八百九十二年十一月の頃迄は、フェネ氏若くはベンニグゼン氏の動議に類似せる政府の意向に賛同するの風なかりき。何となれば國民自由派は始めより既に獨逸國防力を佛國と匹敵せしむるの必

要生せし際に於て、兵員及び金額に關する法律の繼續上、兵役時間を二年と確定するの讓歩に反對するに全黨一致せしを以てなり。而して政府はベンニグゼン氏の動議に係る此提出案を斷然拒絕しながら、又フェネチ氏の動議をも採用するなかりき。前議會に於る多數は、保守派越山派及び獨逸自由思想派の大多數より成りしが、今や政府は既に千八百九十二年十一月或は十二月の際に當り、一二の奇策を回らして此多數を招致せん事を力めり。緋衣的合同より中央黨及び保守派の多數を形成せん爲め、政府が無用なる運動を試みしを以て、凡る半年の日は徒消に屬し、我平和守備力の増加上、全く何等の效果をも來す能はざりき。

千八百九十三年六月に於る帝國議會總選舉の結果は、祝すべきものなきにあらず。然れども茲に注意すべきは、南獨逸國に於る非分立普魯西非獨逸的運動の強盛に赴きし事なり、是れ猶ジグル博士の指揮下に立てるバユバル農民組合並にシューパーベン、バーデンに於る南獨逸國

千八百九十

三年帝國議會總選舉の結果

民黨の選舉煽動に由て知る所の如し。「獨逸人たらんよりも寧ろ佛蘭西人たれ」の語は、千八百七十年以來同地方に其聲を絶ちたりしに、今や新局面の下に於る千八百九十三年六月の選舉準備に際し、再び其調子を高め來れり。殊に最も憂ふべきは、社會民權黨の投票數及代議士の増加なりとす、固より彼等の首領及び新聞の自負的豫言は、誇張に失せるものありと雖も、試みに之を報せんか、二百萬票と帝國議會に八十の椅子を夢想せるが如し。然るに更に注意を惹くものは、全獨逸帝國選舉區に於て社會民權黨が自黨所屬の四候補者を挙げし事、及び此三百九十三選舉區中、唯二區のみを取り、以て彼等の最終目的を告白する爲め、其虚偽なき立案を議會に提出するに足れりとせる事とす。其他の選舉區に於ては、彼等は隱忍敢て發せず、且選舉人を欺くに、其獨逸祖國を愛し、文明を尙び、法律に忠なるを以てせり。又彼等の勝利及び票數は、一は市民黨の不和に由り、一は越山派、自由思想的人民黨フラインツニゲ、フチルクス、バルカイ、ウエルフ派及び南獨逸の奸雄等より援助を仰きしに由れり。然れども此等諸政

黨が一般に社會民權黨に唯一の票數を交付せし事、殊に是に依て過激黨が一ダースの代議士を選出するを得し事は、最も憂慮すべき事實なりとす。想ふに此過激なるラダウ非セミスト主義に投票數及び代議士を奪領せられし事は、選舉人の面目に對しても亦恥づべきにあらざるや。彼のアールワルト氏の如き人物が、千八百九十三年六月に於て獨逸帝國議會の二選舉區より選舉されし事實は、苟も耳目ある者をして僅少年月間の變象を想像するに苦ましむ。加るに「農業團體」が今回の選舉運動に演せし如き、利益主義の團體が躍起と爲りしは、容易ならざる現象なりと謂ふべし。若しそれ獨逸帝國に於ける各階級各職業が皆此「團體」の如く利害類を同ふするよりして相團結し、爭鬪するに至らんには、吾人其如何に歸着するやを知る能はざるなり。試みに今回の選舉運動に際して問題と爲れる祖國の存亡事件(國防問題)を控へながら、此團體が其人物の如何を問はず、苟も彼等の團體に利益なる立案をさへ宣告し、之を議會に提出すべしと約せる候補者ならんには、直に迎

て投票せし如きを默考せよ、竊かに邦家の前途を危ふまざるを得んや。「農業團體」立案の一部たる銀貨本位及び露國との一切の通商條約破棄等は、自ら世界歴史の進運に由て、立るに其要求を拒絶せられたり。何となれば驚くべき銀貨下落は、爾後各兩本位論者をして狂想者と認定せしめしを以てなり。而して露獨間の關稅爭論は、該團體の有せる一理想を最敏捷に實在せしめたり。余の此く云々する所、固より寸毫と雖、我農業社會及び其他の社會が其利益を増進するに力め行く如き寧ろ稱賛すべき經營に向て、故らに反對するに非ず。然れども若し彼等にして自家の利益以外祖國の必要を無視するの經營あるならんか、吾人は斷然之を排斥せんと欲す。之を要するに、新選舉運動の最消磨し難き結果は、千八百八十七年及び千八百九十年に於て國家を維持せし(諸黨の)合同其物の分裂なりとす、而して該分裂を惹起せるの罪は、實に反動的保守黨の行爲に歸すべなり、
然れども此の如く實際憂ふべき現象ありしに拘らざ、更に甚た之を

慰るに足るものあり、是れ他なし、千八百九十三年六月の總選舉は、大體上、將來に向て好望なりと稱すべきものあればなり、就中茲に記すべきは、各地方にて苦戦を經、北方及び南方に於る雄健なる廣大の獨逸中等社會一般に其根底を有し、且つ居常、祖國は政黨以上に位せりの暗語を奉し居れる政黨即ち國民自由派の勢力強大に趣ける狀況なりとす。又之と同く重要なるは、オイゲン・リヒテル氏の指揮下に在りし獨逸自由思想派が破烈瓦解せし事、並に、繙衣的塔宇及び獨逸統一の破城槌たる越山の中央黨が、無數の罅隙を呈し、無殘にも傾斜せる平面上に顛倒せんとする事實なり。ウエストフレン及びシレジエンの貴族たる彼等名稱の光榮は、今や全く其掌裡を脱し去りて跡なく、情人及び狐夾キツチカサ共に彼等特有の印形を政黨に押捺するに至れり。獨逸國民の意嚮は千八百九十三年六月の總選舉に由て語げられたり、否な新局面の下に於て出来る限り大體上、好結果を以て語げられたり。比西馬克の下に於ては、千八百八十七年二月二十一日の選舉結果

國民の意嚮

の如く惡きものあらざりしが、今や忠實なる獨逸市民は新局面の諸失策及び新政府が招きたる諸煽動ありしに拘らず、少くも僅少の多數を以て必要事件を通過すべき帝國議會を撰びたり。此選舉に由て獨逸國民は其意嚮を示せり、而して吾人は百年以前なる政治家の見識に訴へ、其訓諭を請はざるを得ず。前世記に於る英國の最神秘にして且つ最著名なる著述家ジュニアス氏即ちジュニアス書簡の著者は、其第一の書簡に於て次の如く記せり。

吾人若し法律に従順、業務に勉勵、内國に於て一致、外國に向て有禮なる國民を見たらんには、吾人は、彼等の各事、皆經驗才幹兼備せる廉直人士に由て處理せられ居るならんを想はざるを得ず。之に反して吾人、若し一般の人心疑惑不平の傾向を有し、貿易及び社會の安寧は急激なる衰頹を呈し、並に帝國各般の事物、皆黨を樹て派を分ちて相争ひ外人の嘲笑を招くの状態あるを發見せば、吾人は猶豫なく該地方の政府は微弱無能且つ不適なりと評すべきなり。若し統治者一

身の徳行にして其臣民の幸福を保證するを得んか、國家の現状に全然變調を來す事なかるべし。而して千七百六十九年十二月十九日 ジュニアス氏は這般の意味深遠なる書簡を、英國々王ジョージ三世に呈し、中に記して曰へり、陛下の臣民に對せらるゝ愛は尙奪ひ去らるゝなるべし。然れども陛下が彼等の心を屈服せしめらるゝに先ち、陛下は陛下自身の心に高貴なる勝利(即ち克己)あるを祝せらるべきなり。然る後陛下の國民に向ひ給へ。陛下請ふ、陛下の國民に信用せられざる者に向ては、陛下の信用を置く能はずと曰ひ給へと。想ふに千八百九十三年に於る獨逸帝國の狀況は當時の英國に於ける如く甚きものあるにあらざるなり。然れども前書簡謂ふ所の多分は、洵に我現状に適切なるやに見ゆ。恐らく此等の言辭は猶彼のジュニアスカ草せし時、英國に於る貴顯社會の耳底に達する能はざりしかく、亦我獨逸の上流に響き渡る能はさらむも、我幾千万の人心には粘着して去らず、又去るなかるべし。吾人は比公が千八百九十二年七月三

十日及三十一日エナに於て演説せし語句の注意せらるゝ間は、實に我國民の將來に囑望するものなり、公の言に曰く、吾人を支配せる立憲君主國の實體は、君主の意志と所轄國民の納得との協力に存す。現今僭佞的たると否とに關せず、歐洲の中心に於て絶對的慾望を遂げんと欲するは危険なる所業と謂ふべきなり。吾人が將來に向て努力すべきものは輿論及び議會に於ける政治的納得を助長するに在り。是を以て殊に議會に於て、議會は永久多數を以て制せらるべして、國民の觀念、從來よりも一層一致せらるべき事を必要なりとす。此觀念なくんば議會の當に運用すべき權能を失ふものなり。又隨て我憲法が政府及び國民の代表者間に希望せし所の權衡を攪亂するの虞あり。吾人は今日最早純粹なる朝廷政治の下に在るを想はず、若し其所思を述べんか、唯當に國民的政治を施行すべきのみ。是れ吾人が殊に國民主義なる人民の代表者を要する所以なりと。

以上の言辭に由り、我統一及び強大の建立者は、各獨逸人各政黨に向

ひ明白痛切に我國民を導て尙統一強大を繼述せしむべき我祖國的責任の實行上、將來由て進むべき道途を指示したり。然れども吾人をして感奮警醒、最責任の實行を促さしむるものは、獨逸國民及び帝國が比公時代に通過せし光輝ある道途に對して廣大深遠なる回顧を爲すに在るのみ。吾人之を想へば、自ら高嶺の上に踞するの感生ず。人民の日々勞働辛苦せる、利害及び思想の衝突せる、其聲其狀、皆吾人の脚下數千尺の底に留れり。吾人は低地の障礙以上に超然として一々之を看取するを得。爾後吾人は高尚なる胸宇並に確實なる歩武を以て、一目標に向ひ再び道途を測り行くべきなり、此目標たる、各獨逸人が全力を以て努力するを厭はざるもの、其表面には千載不磨の筆を以て左の文字を彫刻せるを見る、曰く

「努力せよ皇帝並に帝國の爲め」。

(大尾)

比西馬 獨逸帝國史第三編終
克時代

明治三十一年十月廿四日印刷
明治三十一年十月廿七日發行

(獨逸帝國史下卷奧附)
定價金壹圓七拾錢

文學士 隈本 繁吉
譯述者 文學士 雨谷 羔太郎

文學士 白石 石眞

發行者 合資會社 富山房
東京市神田區裏神保町九番地

代表者 合資會社 富山房社長 坂本 嘉治馬

印刷者 同所 仁科 衛

印刷所 厚信 舍

發兌元

合資會社 富山房

(電話本局一〇三六)



86
22





